

(参考) 指針の基準

委員数 20人 以内	女性比率 40% 以上	兼務2 以下	在任4 年 以下	再任1 回 以下	委員年 齢70歳 以下	本市 職員 不可
------------------	-------------------	-----------	----------------	----------------	-------------------	----------------

平成28年7月1日現在															
審議会 番号	所属 番号	所属 通し 番号	担当局・ 区	設置 根拠	種別	審議会名	現在員	(内) 女性数	女性比 率	兼務3 以上	在任4 年超	再任2 回以上	70歳超	本市 職員	指針の基準を満たさない 理由及び今後の見直し方 針
1	1	1	北区役所	条例	会合	北区区政会議	19	10	53%	0	0	0	6	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
													x		
2	2	1	都島区役所	条例	会合	都島区区政会議	18	4	22%	0	0	0	3	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x					x		
3	3	1	福島区役所	条例	会合	福島区区政会議	30	12	40%	1	0	0	13	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x			x			x		
4	4	1	此花区役所	条例	会合	此花区区政会議	30	11	37%	0	0	0	14	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x					x		
5	5	1	中央区役所	条例	会合	中央区区政会議	20	8	40%	0	0	0	8	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
													x		
6	6	1	西区役所	条例	会合	西区区政会議	33	17	52%	0	0	0	13	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x						x		
7	7	1	港区役所	条例	会合	港区区政会議	49	21	43%	0	0	0	12	1	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x						x	x	
9	8	1	大正区役所	条例	会合	大正区区政会議	29	9	31%	0	0	0	11	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x					x		
10	9	1	天王寺区役所	条例	会合	天王寺区区政会議	27	7	26%	0	0	0	8	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x					x		
11	10	1	浪速区役所	条例	会合	浪速区区政会議	50	12	24%	0	0	0	13	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x					x		
12	11	1	西淀川区役所	条例	会合	西淀川区区政会議	23	6	26%	0	0	0	3	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x					x		
13	12	1	淀川区役所	条例	会合	淀川区区政会議	22	7	32%	0	0	0	7	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x					x		
14	13	1	東淀川区役所	条例	会合	東淀川区区政会議	47	20	43%	0	0	0	3	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x						x		
15	14	1	東成区役所	条例	会合	東成区区政会議	44	20	45%	0	0	0	22	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x						x		
16	15	1	生野区役所	条例	会合	生野区区政会議	45	23	51%	0	0	0	20	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x						x		
17	16	1	旭区役所	条例	会合	旭区区政会議	33	9	27%	0	0	0	12	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x					x		
18	17	1	城東区役所	条例	会合	城東区区政会議	47	25	53%	0	0	0	15	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x						x		
19	17	2	城東区役所	要綱	会合	城東区教育会議	10	2	20%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x					x		

(参考) 指針の基準

委員数 20人以内	女性比率 40%以上	兼務2 以下	在任4 年以下	再任1 回以下	委員年 齢70歳 以下	本市 職員 不可
--------------	---------------	-----------	------------	------------	-------------------	----------------

平成28年7月1日現在															
審議会 番号	所属 番号	所属 通し 番号	担当局・ 区	設置 根拠	種別	審議会名	現在員	(内) 女性数	女性比 率	兼務3 以上	在任4 年超	再任2 回以上	70歳超	本市 職員	指針の基準を満たさない 理由及び今後の見直し方 針
20	18	1	鶴見区役所	条例	会合	鶴見区区政会議	26	9	35%	0	0	0	6	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x				x			
21	19	1	阿倍野区役所	条例	会合	阿倍野区区政会議	20	9	45%	0	0	0	6	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
												x			
22	20	1	住之江区役所	条例	会合	住之江区区政会議	24	11	46%	0	0	0	6	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x					x			
23	21	1	住吉区役所	条例	会合	住吉区区政会議	21	7	33%	0	0	0	7	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x				x			
24	21	2	住吉区役所	要綱	会合	住吉区交通専門会議	8	2	25%	0	0	0	2	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x				x			
25	21	3	住吉区役所	要綱	会合	住吉区子ども教育専門会議	14	8	57%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
												x			
26	21	4	住吉区役所	要綱	会合	住吉区防災専門会議	8	3	38%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x				x			
27	21	5	住吉区役所	要綱	会合	住吉区地域福祉専門会議	11	4	36%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x							
28	22	1	東住吉区役所	条例	会合	東住吉区区政会議	18	5	28%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x				x			
30	23	1	平野区役所	条例	会合	平野区区政会議	43	16	37%	0	0	0	8	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x				x			
31	24	1	西成区役所	条例	会合	西成区区政会議	28	9	32%	2	0	0	12	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x	x			x			
32	24	2	西成区役所	要綱	会合	あいりん地域まちづくり会議	36	4	11%	0	0	0	11	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x				x			
33	25	1	市政改革室	要領	会合	大阪市特定団体経営監視会議	5	1	20%	0	2	1	0	2	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x		x	x		x		
34	25	2	市政改革室	要領	会合	大阪市建設事業評価有識者会議	6	3	50%	0	3	3	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
										x	x				
35	25	3	市政改革室	要領	会合	大阪市P D C Aサイクル推進有識者会議	6	4	67%	0	0	0	0	0	
37	25	5	市政改革室	要綱	会合	大阪市PFI事業検討会議	7	3	43%	0	0	0	0	0	
38	26	1	人事室	条例	附属	大阪市特別職報酬等審議会	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
							-	-	-	-	-	-	-		
39	26	2	人事室	条例	附属	大阪市非常勤職員公務災害等補償審査会	3	1	33%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x							

(参考) 指針の基準

委員数 20人以内	女性比率 40%以上	兼務2 以下	在任4 年以下	再任1 回以下	委員年 齢70歳 以下	本市 職員 不可
--------------	---------------	-----------	------------	------------	-------------------	----------------

平成28年7月1日現在															
審議会 番号	所属 番号	所属 通し 番号	担当局・ 区	設置 根拠	種別	審議会名	現在員	(内) 女性数	女性比 率	兼務3 以上	在任4 年超	再任2 回以上	70歳超	本市 職員	指針の基準を満たさない 理由及び今後の見直し方 針
40	26	3	人事室	条例	附属	大阪市人事監察委員会	9	2	22%	0	2	2	1	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x			x	x	x		
41	26	4	人事室	条例	附属	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会	-	-	0%	0	0	0	0	0	休止中
							-	-		-	-	-	-	-	
42	26	5	人事室	要綱	会合	大阪市技能労務職員給与検討有識者会議	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
							-	-		-	-	-	-	-	
44	27	2	政策企画室	規則	会合	大阪市要望等に関する有識者会議	-	-	0%	0	0	0	0	0	委員未選任
							-	-		-	-	-	-	-	
48	28	1	危機管理室	法律	附属	大阪市防災会議	86	11	13%	4	6	36	5	54	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x		x	x	x	x		
49	28	2	危機管理室	法律	附属	大阪市国民保護協議会	31	4	13%	4	2	3	1	6	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
							x	x		x	x	x	x		
50	28	3	危機管理室	要綱	会合	大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議	7	1	14%	1	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x		x					
51	29	1	経済戦略局	条例	附属	大阪市公立大学法人評価委員会	7	2	29%	0	1	1	2	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x		x	x	x			
52	29	2	経済戦略局	条例	附属	大阪府市新大学構想会議	-	-	0%	0	0	0	0	0	休止中
							-	-		-	-	-	-	-	
53	29	3	経済戦略局	条例	附属	大阪府市都市魅力戦略推進会議	14	5	36%	2	0	2	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x		x		x			
54	29	4	経済戦略局	条例	附属	大阪市中小企業対策審議会	17	7	41%	2	3	2	1	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
										x	x	x	x		
55	29	5	経済戦略局	要綱	会合	豊臣石垣保存公開検討会議	-	-	-	-	-	-	-	-	委員未選任
							-	-		-	-	-	-	-	
56	29	6	経済戦略局	要綱	会合	観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業有識者会議	4	1	25%	2	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x		x					
57	29	7	経済戦略局	条例	附属	大阪府市文化振興会議	10	3	30%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x							
58	29	8	経済戦略局	条例	附属	大阪市スポーツ推進審議会	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
							-	-		-	-	-	-	-	
59	29	9	経済戦略局	条例	附属	大阪市特区地域進出等事業計画認定審査会	7	3	43%	0	0	0	0	0	
61	29	11	経済戦略局	条例	附属	大阪市イノベーション促進評議会	4	2	50%	0	0	0	0	0	
63	29	13	経済戦略局	要綱	会合	大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付対象事業選考会	3	1	33%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x							

(参考) 指針の基準

委員数 20人以 内	女性比率 40%以上	兼務2 以下	在任4 年以下	再任1 回以下	委員年 齢70歳 以下	本市 職員 不可
------------------	---------------	-----------	------------	------------	-------------------	----------------

							平成28年7月1日現在							指針の基準を満たさない理由及び今後の見直し方針	
審議会番号	所属番号	所属通し番号	担当局・区	設置根拠	種別	審議会名	現在員	(内)女性数	女性比率	兼務3以上	在任4年超	再任2回以上	70歳超		本市職員
64	29	14	経済戦略局	要綱	会合	成長産業分野における事業化プロジェクト支援事業(大阪トッパーナー育成事業)推進のための有識者会議	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
65	29	15	経済戦略局	条例	附属	大阪市大規模小売店舗立地審議会	9	4	44%	0	0	0	0	0	
66	29	16	経済戦略局	条例	附属	大阪市地方独立行政法人大阪市立工業研究所評価委員会	7	3	43%	0	1	1	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
67	29	17	経済戦略局	要綱	会合	大阪市商業魅力向上事業有識者会議	5	3	60%	0	0	0	0	0	
68	29	18	経済戦略局	要綱	会合	大阪市スポーツ振興施策検討有識者会議	6	2	33%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
69	29	19	経済戦略局	要綱	会合	国際見本市会場(インテックス大阪)の施設賃貸借におけるモニタリング有識者会議	3	0	0%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
70	29	20	経済戦略局	要綱	会合	大阪市新事業分野開拓事業者認定事業有識者会議	-	-	-	-	-	-	-	-	委員未選任
71	29	21	経済戦略局	要綱	会合	大阪市地域商業活性化推進事業有識者会議	3	1	33%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
72	29	22	経済戦略局	要綱	会合	大阪市ミュージアムビジョン推進会議	5	1	20%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
73	29	23	経済戦略局	要綱	会合	具体美術協会関係資料データベース化有識者会議	5	3	60%	0	0	0	0	0	
74	29	24	経済戦略局	要綱	会合	大阪新美術館整備有識者会議	6	1	17%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
75	29	25	経済戦略局	要綱	会合	平成28年度大阪市イノベーション創出支援補助金検討会	4	2	50%	0	0	0	0	0	
76	30	1	中央卸売市場	法律	附属	大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会	19	4	21%	1	7	7	6	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
77	30	2	中央卸売市場	法律	附属	大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会	13	4	31%	2	6	6	3	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
78	31	1	総務局	条例	附属	大阪市外郭団体評価委員会	5	2	40%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
79	31	2	総務局	条例	附属	大阪市公文書管理委員会	7	3	43%	0	1	1	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
80	31	3	総務局	条例	附属	大阪市情報公開審査会	6	3	50%	0	0	0	0	0	
81	31	4	総務局	条例	附属	大阪市個人情報保護審議会	8	4	50%	0	0	0	0	0	

(参考) 指針の基準

委員数 20人以内	女性比率 40%以上	兼務2 以下	在任4 年以下	再任1 回以下	委員年 齢70歳 以下	本市 職員 不可
--------------	---------------	-----------	------------	------------	-------------------	----------------

平成28年7月1日現在															
審議会 番号	所属 番号	所属 通し 番号	担当局・ 区	設置 根拠	種別	審議会名	現在員	(内) 女性数	女性比 率	兼務3 以上	在任4 年超	再任2 回以上	70歳超	本市 職員	指針の基準を満たさない 理由及び今後の見直し方 針
82	31	5	総務局	条例	附属	大阪市公正職務審査委員会	6	2	33%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x							
83	31	6	総務局	条例	附属	大阪市行政不服審査会	12	4	33%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x							
84	32	1	市民局	条例	附属	大阪市消費者保護審議会	20	9	45%	0	3	3	1	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
											x	x	x		
85	32	2	市民局	条例	附属	大阪市人権施策推進審議会	13	6	46%	0	0	0	0	0	
86	32	3	市民局	条例	附属	大阪市男女共同参画審議会	15	8	53%	2	6	1	1	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
										x	x	x	x		
87	32	4	市民局	要綱	会合	大阪市雇用施策懇話会	7	3	43%	0	0	0	0	0	
88	32	5	市民局	条例	附属	大阪市市民活動推進審議会	12	4	33%	0	1	1	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x			x	x			
89	32	6	市民局	要綱	会合	大阪市市民活動推進事業運営会議	5	1	20%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x							
91	32	8	市民局	要綱	会合	大阪市同和問題に関する有識者会議	10	1	10%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x					x		
92	32	9	市民局	要綱	会合	協働型事業委託に関する第三者会議	6	3	50%	0	0	0	0	0	
95	32	12	市民局	条例	附属	大阪市ヘイトスピーチ審査会	5	0	0%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x							
96	33	1	契約管財局	条例	附属	大阪市入札等監視委員会	4	2	50%	0	2	2	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
											x	x			
97	33	2	契約管財局	条例	附属	大阪市不動産評価審議会	7	4	57%	0	0	0	0	0	
98	33	3	契約管財局	条例	附属	大阪市補償審査委員会	5	1	20%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x							
100	33	5	契約管財局	要綱	会合	総合評価一般競争入札評価会議	3	3	100%	0	0	0	0	0	
101	33	6	契約管財局	条例	附属	土地活用等評価委員会	4	1	25%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
								x							
102	34	1	都市計画局	法律	附属	大阪市開発審査会	7	4	57%	0	0	0	0	0	
103	34	2	都市計画局	法律	附属	大阪市土地利用審査会	7	3	43%	1	5	1	1	0	指針の基準を満たさない理由・今後の見直し方針
										x	x	x	x		

(参考) 指針の基準

委員数 20人以内	女性比率 40%以上	兼務2 以下	在任4 年以下	再任1 回以下	委員年 齢70歳 以下	本市 職員 不可
--------------	---------------	-----------	------------	------------	-------------------	----------------

平成28年7月1日現在															
審議会 番号	所属 番号	所属 通し 番号	担当局・ 区	設置 根拠	種別	審議会名	現在員	(内) 女性数	女性比 率	兼務3 以上	在任4 年超	再任2 回以上	70歳超	本市 職員	指針の基準を満たさない 理由及び今後の見直し方 針
104	34	3	都市計画 局	法律	附属	大阪市都市計画審議会	29	7	24%	3	3	3	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
							×	×		×	×	×			
105	34	4	都市計画 局	条例	附属	大阪市都市景観委員会	11	5	45%	2	2	2	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×	×	×			
106	34	5	都市計画 局	要綱	会合	御堂筋都市彫刻設置検 討会議	-	-	0%	0	0	0	0	0	休止中
							-	-		-	-	-	-	-	
107	34	6	都市計画 局	法律	附属	大阪市建築審査会	7	3	43%	1	0	0	1	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×			×		
108	34	7	都市計画 局	条例	附属	大阪市建築物環境配慮 推進委員会	5	2	40%	0	0	0	0	0	
109	34	8	都市計画 局	要綱	会合	御堂筋デザイン会議	4	1	25%	2	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
								×		×					
110	34	9	都市計画 局	要綱	会合	地区運営計画認定審査 会議	4	2	50%	0	0	0	0	0	
111	34	10	都市計画 局	要綱	会合	建築美観誘導デザイン 会議	4	2	50%	2	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×					
112	34	11	都市計画 局	要綱	会合	御堂筋沿道にぎわい空 間創出支援補助金検討 会	3	1	33%	2	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
								×		×					
116	34	15	都市計画 局	要綱	会合	大阪ドーム施設利用補 助金補助対象事業選定 会議	3	1	33%	1	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
								×		×					
117	34	16	都市計画 局	条例	附属	大阪市空家等対策協議 会	19	5	26%	1	0	0	0	1	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
								×		×				×	
118	35	1	都市計画 局・交通 局	条例	附属	大阪市鉄道ネットワー ク審議会	3	1	33%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
								×					×		
119	37	1	福祉局	法律	附属	大阪市福祉有償運送運 営協議会	11	4	36%	0	3	7	1	1	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
								×			×	×	×	×	
120	37	2	福祉局	法律	附属	大阪市社会福祉審議会	29	9	31%	2	13	13	9	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
							×	×		×	×	×	×		
121	37	3	福祉局	法律	附属	大阪市民生委員推薦会	13	6	46%	0	4	2	4	2	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
											×	×	×	×	
122	37	4	福祉局	法律	附属	大阪市国民健康保険運 営協議会	29	11	38%	1	10	10	3	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
							×	×		×	×	×	×		
123	37	5	福祉局	条例	附属	大阪市医療扶助審議会	11	2	18%	0	5	5	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
								×			×	×			
124	37	6	福祉局	法律	附属	大阪市障がい者施策推 進協議会	13	5	38%	0	3	1	2	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
								×			×	×	×		

(参考) 指針の基準

委員数 20人以内	女性比率 40%以上	兼務2 以下	在任4 年以下	再任1 回以下	委員年 齢70歳 以下	本市 職員 不可
--------------	---------------	-----------	------------	------------	-------------------	----------------

平成28年7月1日現在															
審議会 番号	所属 番号	所属 通し 番号	担当局・ 区	設置 根拠	種別	審議会名	現在員	(内) 女性数	女性比 率	兼務3 以上	在任4 年超	再任2 回以上	70歳超	本市 職員	指針の基準を満たさない 理由及び今後の見直し方 針
125	37	7	福祉局	法律	附属	大阪市障がい支援区分 認定審査会	213	78	37%	1	159	159	10	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
							x	x	x	x	x	x			
126	37	8	福祉局	法律	附属	大阪市地域包括支援セ ンター運営協議会	17	5	29%	4	7	6	3	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								x	x	x	x	x			
127	37	9	福祉局	法律	附属	大阪市介護認定審査会	1,171	408	35%	3	762	765	64	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
							x	x	x	x	x	x			
128	37	10	福祉局	法律	附属	大阪市地域密着型サー ビス運営委員会	6	2	33%	1	4	0	1	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								x	x	x	x	x			
129	37	11	福祉局	要綱	会合	生活困窮者自立支援懇 談会	4	2	50%	0	0	0	0	0	
131	38	1	健康局	要綱	会合	大阪市動物愛護推進 会議	5	1	20%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								x							
132	38	2	健康局	法律	附属	大阪市公害健康被害認 定審査会	16	6	38%	2	6	6	4	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								x	x	x	x	x			
133	38	3	健康局	条例	附属	大阪市公害診療報酬審 査委員会	8	1	13%	1	4	3	2	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								x	x	x	x	x			
134	38	4	健康局	法律	附属	大阪市感染症診査協議 会	11	4	36%	0	3	3	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								x		x	x				
135	38	5	健康局	条例	附属	大阪市感染症発生動向 調査委員会	12	2	17%	1	0	0	0	2	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								x	x				x		
136	38	6	健康局	条例	附属	大阪市予防接種健康被 害調査委員会	4	2	50%	2	4	4	0	1	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
									x	x	x		x		
137	38	7	健康局	要綱	会合	大阪市立環境科学研究 所外部評価委員会	-	-	0%	0	0	0	0	0	休止中
							-	-	-	-	-	-	-		
138	38	8	健康局	条例	附属	大阪市精神保健福祉審 議会	26	8	31%	0	14	4	3	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
							x	x		x	x	x			
139	38	9	健康局	法律	附属	大阪市精神医療審査会	10	3	30%	1	9	5	1	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								x	x	x	x	x			
140	38	10	健康局	条例	附属	大阪市自立支援医療費 (精神通院)支給認 定・手帳交付審査委員 会	6	1	17%	1	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								x	x						
141	38	11	健康局	条例	附属	大阪市エイズ対策評価 委員会	5	2	40%	1	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
									x						
142	38	12	健康局	条例	附属	大阪市結核対策評価委 員会	9	3	33%	1	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								x	x						
143	38	13	健康局	条例	附属	大阪府市地方独立行政 法人大阪健康安全基盤 研究所評価委員会	5	1	20%	0	0	0	1	0	事務局は大阪府であるた め、指針の基準には該当 しない
								x				x			

(参考) 指針の基準

委員数 20人以内	女性比率 40%以上	兼務2 以下	在任4 年以下	再任1 回以下	委員年 齢70歳 以下	本市 職員 不可
--------------	---------------	-----------	------------	------------	-------------------	----------------

平成28年7月1日現在															
審議会 番号	所属 番号	所属 通し 番号	担当局・ 区	設置 根拠	種別	審議会名	現在員	(内) 女性数	女性比 率	兼務3 以上	在任4 年超	再任2 回以上	70歳超	本市 職員	指針の基準を満たさない 理由及び今後の見直し方 針
144	38	14	健康局	要綱	会合	第2次大阪市食育推進連 絡調整会議	17	9	53%	2	0	0	3	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×			×		
145	38	15	健康局	要綱	会合	すこやか大阪21(第 2次)推進会議	18	8	44%	4	0	0	4	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×			×		
146	38	16	健康局	条例	附属	大阪市石綿健康被害調 査委員会	8	0	0%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×					
147	38	17	健康局	条例	附属	大阪市地方独立行政法 人大阪市民病院機構評 価委員会	6	2	33%	0	0	0	2	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×			×		
148	38	18	健康局	要綱	会合	大阪市小児慢性特定疾 患対策会議	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
										-	-	-	-	-	
149	39	1	こども青 少年局	条例	附属	大阪市青少年問題協議 会	20	8	40%	5	3	2	7	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×	×	×	×		
150	39	2	こども青 少年局	条例	附属	こども・子育て支援会 議	24	9	38%	3	0	0	5	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
							×	×		×			×		
151	39	3	こども青 少年局	要綱	会合	大阪市母子父子寡婦福 祉資金審査会議	4	1	25%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×			×		
152	39	4	こども青 少年局	要綱	会合	大阪市ひとり親家庭等 自立支援推進会議	10	3	30%	1	0	0	2	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×			×		
154	40	1	環境局	条例	附属	大阪市環境審議会	20	7	35%	1	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×					
155	40	2	環境局	条例	附属	大阪市環境影響評価専 門委員会	16	6	38%	0	3	3	1	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×	×	×			
156	40	3	環境局	条例	附属	大阪市廃棄物減量等推 進審議会	14	6	43%	0	3	3	2	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×	×	×			
157	40	4	環境局	条例	附属	大阪市路上喫煙対策委 員会	-	-	0%	-	-	-	-	-	休止中
										-	-	-	-	-	
158	40	5	環境局	条例	附属	大阪市再生可能エネル ギー等導入推進基金事 業評価委員会	-	-	0%	0	0	0	0	0	休止中
										-	-	-	-	-	
159	40	6	環境局	条例	附属	大阪市住居における物 品等の堆積による不良 な状態の適正化に関す る審議会	1	0	0%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×					
162	41	1	都市整備 局	条例	附属	大阪市住宅審議会	-	-	0%	0	0	0	0	0	休止中
										-	-	-	-	-	
163	41	2	都市整備 局	要綱	会合	都市整備局契約事務評 価会議	3	1	33%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×					
164	41	3	都市整備 局	要綱	会合	大阪市あんしんマン ション有識者会議	4	2	50%	0	4	4	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方針
										×	×				

(参考) 指針の基準

委員数 20人以内	女性比率 40%以上	兼務2 以下	在任4 年以下	再任1 回以下	委員年 齢70歳 以下	本市 職員 不可
--------------	---------------	-----------	------------	------------	-------------------	----------------

平成28年7月1日現在															
審議会 番号	所属 番号	所属 通し 番号	担当局・ 区	設置 根拠	種別	審議会名	現在員	(内) 女性数	女性比 率	兼務3 以上	在任4 年超	再任2 回以上	70歳超	本市 職員	指針の基準を満たさない 理由及び今後の見直し方 針
192	46	3	教育委員 会事務局	条例	附属	大阪市文化財保護審議 会	18	10	56%	0	5	5	1	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
											×	×	×		
193	46	4	教育委員 会事務局	条例	附属	大阪市学校適正配置審 議会	13	5	38%	0	1	1	3	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								×			×	×	×		
194	46	5	教育委員 会事務局	条例	附属	大阪市高等学校教育審 議会	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
							-	-	-	-	-	-	-	-	
195	46	6	教育委員 会事務局	条例	附属	大阪市特別支援教育審 議会	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
							-	-	-	-	-	-	-	-	
196	46	7	教育委員 会事務局	要綱	会合	難波宮跡整備計画委員 会議	8	2	25%	0	0	3	2	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								×				×	×		
197	46	8	教育委員 会事務局	要綱	会合	学校給食運営会議	3	1	33%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								×							
198	46	9	教育委員 会事務局	規則	会合	指導力向上支援・判定 会議	7	3	43%	0	0	0	0	0	
199	46	10	教育委員 会事務局	条例	附属	義務教育諸学校教科用 図書選定委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
							-	-	-	-	-	-	-	-	
200	46	11	教育委員 会事務局	要綱	会合	北区教育会議	9	4	44%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
													×		
201	46	12	教育委員 会事務局	要綱	会合	福島区教育会議	9	2	22%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								×					×		
202	46	13	教育委員 会事務局	要綱	会合	中央区教育会議	5	3	60%	0	0	0	0	0	
203	46	14	教育委員 会事務局	要綱	会合	西区教育会議	11	5	45%	0	0	0	0	0	
204	46	15	教育委員 会事務局	要綱	会合	天王寺区教育会議	22	1	5%	0	0	0	5	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
							×	×					×		
205	46	16	教育委員 会事務局	要綱	会合	西淀川区教育会議	5	2	40%	0	0	0	0	0	
206	46	17	教育委員 会事務局	要綱	会合	淀川区子ども教育会議	12	5	42%	0	0	0	0	0	
207	46	18	教育委員 会事務局	要綱	会合	東淀川区教育会議	17	13	76%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
													×		
208	46	19	教育委員 会事務局	要綱	会合	旭区教育会議	15	6	40%	0	0	0	3	2	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
													×	×	
209	46	20	教育委員 会事務局	要綱	会合	阿倍野区教育会議	5	2	40%	0	0	0	2	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
													×		

(参考) 指針の基準

委員数 20人以 内	女性比率 40%以上	兼務2 以下	在任4 年以下	再任1 回以下	委員年 齢70歳 以下	本市 職員 不可
------------------	---------------	-----------	------------	------------	-------------------	----------------

平成28年7月1日現在

審議会 番号	所属 番号	所属 の通 し番 号	担当局・ 区	設置 根拠	種別	審議会名	平成28年7月1日現在							指針の基準を満たさない 理由及び今後の見直し方 針	
							現在員	(内) 女性数	女性比 率	兼務3 以上	在任4 年超	再任2 回以上	70歳超		本市 職員
210	46	21	教育委員 会事務局	要綱	会合	住吉区総合教育会議	7	3	43%	0	0	0	1	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
												x			
211	46	22	教育委員 会事務局	要綱	会合	平野区教育会議	8	3	38%	0	0	0	0	0	指針の基準を満たさない 理由・今後の見直し方 針
								x							

担当局・区	北区役所	審議会等の名称	北区区政会議
現在員	19 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	10 人 ・ 53 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域団体より推薦を受けた者及び公募による選考の結果選定された者を委員として選定しているため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	委員選定時の基準の検討		

担当局・区	都島区役所	審議会等の名称	都島区区政会議
現在員	18 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 22 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公募や団体推薦のため、結果的に基準を満たさなかった。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体推薦のため、結果的に基準を満たさなかった。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	男女共同参画の視点から、団体推薦の場合には、なるべく女性を推薦していただくように引き続き依頼する。		

担当局・区	福島区役所	審議会等の名称	福島区区政会議
-------	-------	---------	---------

現在員	30 人
指針の基準（20人以内）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・区政会議の委員の構成については、規則により「区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮」することとされている。 ・また、区政会議は、区政についてのご意見や評価をいただく場であることから、委員には、地域課題の解決に協働で取り組むことなど通じて、日ごろから区政と関わりのある地域活動協議会を中心に選任するとともに、一部については公募という形で一般の区民にも参加していただく、という方針で委員の選任を行ったものである。 ・しかしながら、当区の地域活動協議会は10地域あり、各地域の幅広い年齢層の方々からの意見をいただく必要がある一方で女性の登用率を上げる必要もあることから、公募委員も含めて20名以内におさめることは困難であり、無理に基準をあてはめることは、「区民等の多様な意見が適切に反映され」なくなる恐れがあると判断したところである。
女性数・女性比率	12 人 ・ 40 %
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	・外部委員で構成される公募委員選考会で選考されたため。
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	13 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	・当会議は、地域事情に精通している地域団体の会長等の意見聴取が必要であり、長年地域活動を行ってこられた方に年齢制限を設けることは適当でないと考えているため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	・兼務3以上及び70歳超の委員については、次回改選時(平成29年10月)にできる限り調整する。

担当局・区	此花区役所	審議会等の名称	此花区区政会議
現在員		30 人	
指針の基準（20人以内）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		各分野から幅広く意見、評価をいただくため。	
女性数・女性比率		11 人 ・ 37 %	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		区政会議の委員については、公募委員と区長が選定した地域団体からの推薦者で構成されており、地域団体の会長職等に就いている女性が少ないため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		14 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		区政会議の委員については、公募委員と区長が選定した地域団体からの推薦者で構成されており、地域団体の会長職等に高齢の方が多いため。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後なるべく女性や70歳未満の方を推薦してもらうよう地域の団体に依頼する。	

担当局・区	中央区役所	審議会等の名称	中央区区政会議
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	8 人 ・ 40 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由			区政会議委員の多くは、区長が指定した地域団体から推薦を受けて選定しているため。
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針			70歳を超える委員の縮減に向け、関係団体へ働きかけを行うなど、可能な限り指針に沿った運用に努める。

担当局・区	西区役所	審議会等の名称	西区区政会議
現在員		33 人	
指針の基準（20人以内）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則第3条で「区政会議の委員の定数は、10人以上50人以下の範囲内で区長が定める」とされている。	
女性数・女性比率		17 人 ・ 52 %	
指針の基準（40%以上）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		13 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		区政会議の委員については、公募委員と区長が選定した地域団体からの推薦者で構成されており、結果として推薦いただく方々が地域団体の会長職等の方が多く、高齢の方が多いため。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後なるべく70歳未満の方を推薦してもらおうよう地域の団体に依頼する。	

担当局・区	港区役所	審議会等の名称	港区区政会議
現在員		49 人	
指針の基準（20人以内）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		区民から多様な意見を聴取することが目的であるため	
女性数・女性比率		21 人 ・ 43 %	
指針の基準（40%以上）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		12 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		区民から多様な意見を聴取することが目的であるため	
本市職員		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		団体推薦委員として選任しており、本市職員としての立場で選任したのではないため	
今後の見直し方針		<p>今後も選任の都度、各団体に指針の趣旨を説明し、改善に向けた協力が得られるよう努めていくとともに、区長推薦委員や公募委員の選考においても、指針の基準を満たすよう努める。</p> <p>また、委員の数に関しては、次回の改選に向けて、議論の進み具合を踏まえ、より活発な議論が行える体制について検討を行いたいと考えている。</p>	

担当局・区	大正区役所	審議会等の名称	大正区区政会議
現在員	29 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	区民等から多様な意見を聴取する必要があるため		
女性数・女性比率	9 人 ・ 31 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員は、地域団体より推薦された者、公募により選定する委員から構成している。地域団体からは役員の中から推薦される場合が多く、団体の役員を担っている割合は女性より男性の方が高いため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	11 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員は、地域団体より推薦された者、公募により選定する委員から構成しているが、地域団体の構成員が高齢化しているため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>委員数については、地域団体や公募委員から多様な意見を聴取する必要があると考えており、引き続き現委員数相当数を選任する予定である。</p> <p>女性委員の割合および年齢制限については、指針の基準を満たすよう、次期改選時に地域団体へ推薦依頼する際に、70歳以下および女性の方を積極的に推薦いただくよう依頼を行う。公募委員選定の際も同様に、指針の基準を満たすことを目標とする。</p>		

担当局・区	天王寺区役所	審議会等の名称	天王寺区区政会議
現在員	27 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	定数基準に関する規則上認められており、またより多くの意見を聴取しながら区政運営を進めるため。		
女性数・女性比率	7 人 ・ 26 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体の推薦者については当該団体の推薦に委ねており、結果として男性が多かったため。 ・公募委員については女性の応募者が少なかったため。 		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体の推薦者については当該団体の推薦に委ねており、結果として70歳超となったため。 ・公募要件については年齢の上限を定めなかったため。 		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	区長が指定した地域団体から委員候補者として推薦を受ける者については可能な限り女性を選定するように検討		

担当局・区	浪速区役所	審議会等の名称	浪速区区政会議
-------	-------	---------	---------

現在員	50 人
指針の基準（20人以内）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	浪速区区政会議の委員は、地域活動団体からの推薦委員、公募委員、区長推薦委員により構成している。 地域活動団体からの推薦については、特に住民自治の基礎となる地域活動協議会において、各地域からの多様な意見を求めるため、各地域から複数の推薦をお願いしている。（区内地域活動協議会設置数：H28.7現在11地域）多様な担い手によって構成される地域活動協議会からは、区の施策について区民の意見を反映し進めるために、地域ごとの代表者とともに子育て層を中心とした若年層の方の推薦をお願いしている。 また、既存の地域活動団体以外の区民が参加できる機会として委員を公募している。 さらに、重点的に取組む施策等については、よりスピード感を持って進めるために、区民や公募委員とともに、専門的知識や経営感覚・視点等を取り入れるために学識経験者や民間企業の方等を区長推薦委員としてお願いしているため。
女性数・女性比率	12 人 ・ 24 %
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	（地域団体等 6/40、公募 6/10） 公募は、募集の際に女性への応募の声掛け、選考では女性委員候補者に加点。各地域活動協議会（11地域）は、50歳以下の子育てや教育に関心の高い方の推薦を依頼したが特に女性の推薦を必須としなかったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	13 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	公募委員は選考時に50歳以下に加点し、各地域活動協議会（11地域）の推薦する2名のうち1名は、50歳以下の子育てや教育に関心の高い方の推薦を依頼。しかし、地域団体等からの推薦については、各代表者を推薦依頼しており代表者となる方の年齢が基準を超える場合があるため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	区政会議委員を公募する際には、引き続き子育て層を中心とした若年層の方や女性の方へ応募時の声掛け、選考では加点を行うとともに、各地域活動協議会（11地域）へ50歳以下の子育てや教育に関心の高い方及び女性の推薦をお願いしていく。

担当局・区	西淀川区役所	審議会等の名称	西淀川区区政会議
現在員	23 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	区政運営について幅広い世代、分野の方々から意見をいただく必要があるため		
女性数・女性比率	6 人 ・ 26 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・団体推薦委員について、団体として男性を推薦してくる事例が多い ・公募委員について、応募してくる女性が少ない		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	多様な世代から意見をいただく観点から、一定程度高齢者の参加が必要のため		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針			<p>【女性数・女性比率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改選の際に団体推薦についてはなるべく女性を推薦していただくように団体に協力依頼する ・公募委員について女性限定で募集を試みる、また女性が多く参加する地域の中で重点的に広報する

担当局・区	淀川区役所	審議会等の名称	淀川区区政会議
現在員	22 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」において、「区政会議の委員の定数は、10人以上50人以下の範囲内で区長が定める。」とされており、それに基づき淀川区では定員22名と定めている。		
女性数・女性比率	7 人 ・ 32 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公募委員に関しては、4名のうち3名が女性である。一方、地域団体推薦委員に関しては、推薦依頼時に、女性の推薦へのご協力をお願いしているものの、18名中4名に留まっている。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域団体推薦委員については、地域を代表して発言できる方を推薦していただく必要があり、結果的に年齢層が高くなっている。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次回改選時（平成29年10月1日）に、地域団体に女性の推薦を働きかける、公募委員の募集に際して女性や子育て世代が応募しやすい工夫をする等、必要な改善策を検討する。		

担当局・区	東淀川区役所	審議会等の名称	東淀川区区政会議
現在員	47 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」において「委員定数が10人以上50人以下の範囲内で区長が定める」とされており、広く区民の意見をきくため。		
女性数・女性比率	20 人 ・ 43 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	上記3名のうち2名は地域活動協議会から地域の意見を述べるため適任として推薦された委員であり、1名は公募委員であり東淀川区区政会議委員選考審査委員会において高い知識や経験を評価され適任として選考された委員であるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	現在年齢要件は設けていないが、公募委員の審査基準において、若い世代に有利な配点方法を実施している。今後の委員改選時に再度検討していく。		

担当局・区	東成区役所	審議会等の名称	東成区区政会議
現在員	44 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」第3条第1項に「区政会議の委員の定数は、10人以上50人以下の範囲内で区長が定める」との規定があり、「東成区区政会議運営要綱」で委員定数を44名と定めているため。		
女性数・女性比率	20 人 ・ 45 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	22 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	「東成区区政会議運営要綱」で委員は、地域団体より推薦された者から選定する委員、公募により選定する委員から構成すると定めており、地域団体の推薦されたものの委員に70歳超の委員が含まれているため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	「東成区区政会議運営要綱」で定める委員のうち、地域団体より推薦される委員については、指針の基準を満たす範囲で推薦してもらうように努める。		

担当局・区	生野区役所	審議会等の名称	生野区区政会議
現在員	45 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」第3条第1項により「区政会議の委員の定数は、10人以上50人以下の範囲内で区長が定める。」と規定されており、また「生野区区政会議運営要綱」第3条第2項により「区政会議の委員の定数は、46 人とする。」と規定されているため。		
女性数・女性比率	23 人 ・ 51 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	20 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	区政会議の運営の基本となる事項に関する条例、「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」及び「生野区区政会議運営要綱」に年齢に関する規定がないため		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	区政会議の目的に密接に関連する各地域活動協議会からの推薦により委員委託を行っているため70歳を超えるものについても選任しているが、団体に対し当該指針にかかる事前説明などの働きかけを行うことにより、70歳以下の選任を増やせるように努めていく。		

担当局・区	旭区役所	審議会等の名称	旭区区政会議
現在員	33 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則第3条第1項において10人以上50人以下の範囲内で区長が定めるとあり、旭区区政会議運営要綱第3条第2項において定員を33人と定めているため。		
女性数・女性比率	9 人 ・ 27 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域団体等の推薦による選定の場合、女性の推薦が少ないから。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	12 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	年齢制限を設けておらず、地域団体等の推薦については団体等に一任しているため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次回改選時に要綱等を見直すと共に、地域団体等に委員の推薦を依頼する際に、大阪市の指針をよく説明したうえで候補者を推薦していただくよう依頼する。		

担当局・区	城東区役所	審議会等の名称	城東区区政会議
現在員	47 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」第3条を根拠とし、委員の意見の多様さを反映するため		
女性数・女性比率	25 人 ・ 53 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	15 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域の実情を把握した方による多様な意見を聴取するため、地域団体から推薦された者（各地区2名）を選定しているが、長やその中心を担う人材の高齢化しているため、結果として70歳を超えるの委員の選定に至った。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	委員数については、今後の会議での運営状況も注視し、会議運営に適切な委員数の検討を行っていきたい。		

担当局・区	城東区役所	審議会等の名称	城東区教育会議
-------	-------	---------	---------

現在員	10 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 20 %
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>城東区教育会議委員（10名のうち）9名の委員選定にあたっては、「保護者の意見」を求める観点から4名を当区PTA協議会へ、「地域住民の意見」を求める観点から4名を区内各地域活動協議会へ、残りの1名は下記のとおり学校法人大阪信愛女学院へ、それぞれ候補者推薦の依頼を行い、男性7名・女性2名の推薦をいただいたところである。</p> <p>各候補者については、区PTA協議会や地域における活動実績等に基づき、保護者や地域住民としての的確な意見が聴取できることに鑑み、同教育会議委員として適任であると認められることから、推薦のとおりを選任することとした結果、登用率が基準を満たさなかった次第である。</p>
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>当区内で、長年に渡り教育事業を多方面（幼稚園～短期大学）に展開し、十分な教育ノウハウを持っており、当区と連携協力協定も締結している学校法人大阪信愛女学院に候補者推薦の依頼を行い、同学院から委員を推薦いただいたところである。</p> <p>当該委員は、大阪信愛女学院における長きに渡る教育活動実績に基づき、学識経験者としての的確な意見が聴取できることに鑑み、城東区教育会議委員として適任であると認められることから、推薦のとおりを選任することとした結果、高齢委員の就任となった次第である。</p> <p>「地域住民の意見」を求める観点から区内各地域活動協議会へ候補者推薦の依頼を行い、委員を推薦いただいたところである。当該委員は地域における活動実績に基づき、地域住民としての的確な意見が聴取できることに鑑み、城東区教育会議委員として適任であると認められることから、推薦のとおりを選任することとした結果、高齢委員の就任となった次第である。</p>
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次回改選時に、地域の情勢を鑑み考慮する予定である。

担当局・区	鶴見区役所	審議会等の名称	鶴見区区政会議
現在員	26 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	区政会議の実質的かつ効果的な活動及び設置目的の的確な達成のため、区政・市政に関わる広範かつ多様な議論を行う必要があることから、地域のニーズや課題に精通している各地域活動協議会や各種地域団体のメンバー及び公募委員を委員として選定した結果、20人を超えることとなった。		
女性数・女性比率	9 人 ・ 35 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体からの推薦、公募共に女性が少なかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体からの推薦による選任のため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	改選時にできるだけ女性を推薦してもらうよう各団体に依頼しているが、今後も本市の方針への各団体の理解を得ながら、女性比率の更なる向上に努める。		

担当局・区	阿倍野区役所	審議会等の名称	阿倍野区区政会議
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	9 人 ・ 45 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区政会議の目的に密接に関連する団体の代表者等を選任する必要があるため。 ・ 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないため。 		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	選任の都度、70歳以上の方は原則委員に選任しない旨を説明し、基準を遵守できるよう努めていく。		

担当局・区	住之江区役所	審議会等の名称	住之江区区政会議
現在員	24 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」第3条第1項に基づき、「住之江区区政会議運営要綱」第3条第2項にて委員定数を24人と定めているため。		
女性数・女性比率	11 人 ・ 46 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域推薦を依頼する際、年齢に偏りがないよう配慮してるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	地域推薦を依頼する際に、女性比率同様、年齢に偏りがないよう配慮する。		

担当局・区	住吉区役所	審議会等の名称	住吉区区政会議
現在員	21 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則第3条に基づいている。（区政会議の委員の定数は、10人以上50人以下の範囲内で区長が定める）		
女性数・女性比率	7 人 ・ 33 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	平成27年7月に実施した公募委員の募集時において、女性、若い世代、子育て世代の方の応募を積極的に呼びかけた結果、平成27年7月1日現在の女性比率27.8%から平成28年7月現在33%に上昇したが、基準にはいたらなかった。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域団体の代表、専門的な知識、経験等を有する者が他に得られなかったことから、やむを得ない状況であった。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<ul style="list-style-type: none"> ・住吉区では地域団体からの推薦は地域活動協議会の2名であり、すでに男女1名ずつ推薦いただいている。また、平成27年7月に実施した公募委員の募集時において、女性、若い世代、子育て世代の方の応募を積極的に呼びかけた結果、平成27年7月1日現在の女性比率27.8%から平成28年7月現在33%に上昇したところである。 ・次回委員改選時には「審議会等の設置及び運営に関する指針」の方向性に沿って、見直しを進める。 		

担当局・区	住吉区役所	審議会等の名称	住吉区交通専門会議
現在員		8 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		2 人 ・ 25 %	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		要望の多い地域の事情や特性に即した事業を総合的に展開していくうえで欠かすことのできない人選を行った結果公募委員の男性1人も含め委員の女性比率が基準を満たさなかった	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		要望の多い地域の事情や特性に即した事業を総合的に展開していくうえで欠かすことのできない人選を行った結果、70歳以上の委員が3名になり、基準を満たさなかった。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後、委員改選時に、当該関係団体等に対して指針の趣旨を十分に説明し、一層、指針に沿った委員選出が出来るように協力を求める努力をしていく。	

担当局・区	住吉区役所	審議会等の名称	住吉区こども教育専門会議
現在員	14 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	8 人 ・ 57 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>住吉区こども教育専門会議は、区長が、住吉区のこども教育分野に関して、重点的に取り組む課題等について、意見を求める場であることから、こども教育分野についてさまざまな経験・実績をもつ地域住民等に幅広く参加してもらう必要がある。具体的には、次の者を同会議の委員としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区長が指定する地域団体より推薦された者 区長が選定するこども教育分野に精通した者 委員として公募で選定された者 <p>70歳を超える高齢委員については、保護者や地域住民等が連携・協力し、保護者や地域住民等の意向を学校運営に反映することを目的に設置されている大阪市立住吉小学校学校協議会委員を務めるだけでなく、長年「はぐくみネットコーディネーター」として学校・家庭・地域の連携による学校教育の支援と地域の「教育コミュニティ」づくりに取り組まれていることから、地域教育・社会教育に非常に精通されており、本会議を開催するうえで必要不可欠な人材である。</p>		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>今後の見直し計画については、70歳を超える高齢委員の辞任等で別の委員の選任の必要が生じた際には、指針に沿った委員を選定するよう努める。</p>		

担当局・区	住吉区役所	審議会等の名称	住吉区防災専門会議
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 38 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	住吉区防災専門会議は、住吉区の防災に関して、重点的に取り組む課題等について幅広く意見を求める場であることから、防災分野について様々な経験・実績をもつ区民や学識経験者等に幅広く参加してもらう必要がある。社会福祉法人や区医師会などから推薦を依頼したが、結果的に3名の女性委員に留まった。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針の基準を満たさない1名については、長年地域防災リーダーとして活動されており、地域の防災の取組みに尽力されていることから本会議を開催するうえで必要不可欠な人材である。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後、委員の辞任や改選時は、指針の趣旨を十分に踏まえ、委員の推薦を依頼する団体に対し女性委員の推薦をこれまで以上に積極的に求めるなど指針に沿った委員を選定するように努める。		

担当局・区	住吉区役所	審議会等の名称	住吉区地域福祉専門会議
現在員	11 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 36 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新たに公募した委員（3人）全てが男性であったため		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次期改選時には、当該団体に対して指針の趣旨を説明し、指針の基準を満たす方を推薦いただこうよう働きかける。		

担当局・区	東住吉区役所	審議会等の名称	東住吉区区政会議
現在員	18 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 28 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	平成27年10月1日改選時に、推選元の地域団体・企業・NPO等の代表者に対し、本市の方針を伝え女性委員の推薦をお願いした結果、女性数・女性比率とも上がったが、指針の基準にまで至らなかった。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	平成27年10月1日改選時に、推選元の地域団体の代表者に70歳超の方を推選いただいたため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次回の改選時（平成29年10月1日）には大半の委員を新たに改選しなければならず、遅くともその改選時には指針の基準を満たすように取り組む。		

担当局・区	平野区役所	審議会等の名称	平野区区政会議
現在員	43 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則による。		
女性数・女性比率	16 人 ・ 37 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	区政会議の目的に密接に関連する団体の代表者等を選任する必要があるが、その代表者等に女性が少ないため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	区政会議の目的に密接に関連する団体の代表者等を選任する必要があるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次回の改選時には「審議会等の設置及び運営に関する指針」の基準を考慮のうえ検討する。		

担当局・区	西成区役所	審議会等の名称	西成区区政会議
現在員	28 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	区政会議が想定する各種の地域課題や施策に意見を求めるため、幅広い範囲・分野から委員を選定する必要があるため		
女性数・女性比率	9 人 ・ 32 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域の団体から推薦された方に就任いただいているため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域の団体から推薦された方に就任いただいているため。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	12 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域の団体から推薦された方に就任いただいているため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	地域の団体から推薦いただくときに、指針の基準を満たすように働きかけを行うこととする。		

担当局・区	西成区役所	審議会等の名称	あいりん地域まちづくり会議
現在員	36 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	多様な意見を持った団体等が多数存在し、それぞれの利害や主張を丁寧に聴く必要があるため。		
女性数・女性比率	4 人 ・ 11 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	あいりん地域は、住民の男性比率が80%を超えており、また、労働者市場や福祉支援のまちとしての色彩が強く、住民以外で地域を代表する方々についても、男性比率が高くなっているため、その代表者も、男性割合が高くなっている。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	11 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域の振興町会や労働者の支援団体、労働団体等から代表者を選出しているが、いずれも高齢化が進んでいるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	委員の任期満了時において、代替することができない委員の存否を確認し、基準達成に向けて努力する。		

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市特定団体経営監視会議
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 20 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	5名の委員のうち2名は市会附帯決議で指名された市長及び副市長であること、また、外部委員の人数が少数であることによる。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>会議においては、今後の社会経済情勢等を見据えた中長期的な財務基盤や経営・組織の構築、目標意識や利益・コストに対する管理意識を持つての部門管理の必要性など、経営状況をふまえた実践的な議論を行っている。</p> <p>また、平成28年度から2団体で新たな経営計画の策定・実行が行われるため、計画に基づく取組や進捗管理等にあたって、特定調停計画との整合性を図りつつ、収益の確保等経営再建の安定化にも寄与するよう、多面的・多角的に議論を行っていく必要がある。</p> <p>こうした状況のもと、効果的な経営監視を行っていくためには、これまでの議論や経過をふまえながら、継続的に議論を行う必要があることから、企業会計・企業経営の専門的な知識経験を有する外部委員を継続して委員に選任しており、1名の在任期間が4年を超えている。</p> <p>もう1名は、副市長の在任期間が4年を超えていることによる。</p>		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	上記「在任4年超」に同じ		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	市会附帯決議において、専門家を交えた、市長、副市長を構成員とする再建監視委員会（現・特定団体経営監視会議）を設置することを求められているため。		
今後の見直し方針	指針の重要性については十分認識しているところであり、外部委員の任期満了後の委員の変更並びに女性委員の登用については、指針の基準を満たすよう最大限努める。		

担当局・区	市政改革室	審議会等の名称	大阪市建設事業評価有識者会議
現在員	6 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 50 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員選任時（平成26年度）には、評価制度の見直しを検討しており、平成27年度より導入するにあたって、より効果的な評価とするため、従前の制度を熟知する3委員に参画いただく必要があったため。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員選任時（平成26年度）には、評価制度の見直しを検討しており、平成27年度より導入するにあたって、より効果的な評価とするため、従前の制度を熟知する3委員に参画いただく必要があったため。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次期改選時には、指針の基準すべてに適合するよう改選を行う予定としている。		

担当局・区	人事室	審議会等の名称	大阪市非常勤職員公務災害等補償審査会
-------	-----	---------	--------------------

現在員	3 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 33 %
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審査会については、常勤職員の公務災害等補償の実施に係る支部審査会との均衡を図る必要があることから、本審査会の委員については、支部審査会の委員3名（いずれも男性）のうち2名を選任している。 なお、女性登用推進の観点から女性1名を本審査会の委員としている。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	本審査会の委員については、引き続き支部審査会の委員との均衡を図りつつ、女性の登用を図っていく。

担当局・区	人事室	審議会等の名称	大阪市人事監察委員会
現在員		9 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		2 人 ・ 22 %	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		適任者不在のため	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		大阪市人事監察委員会については、平成28年度で設置から5年目となるが、前回の委員改選時において、職員分限懲戒部会の委員全員を交代することは、円滑な審議会等の運営を確保する点からも困難であったため。また、教職員分限懲戒部会においては、適任者が不在であったため。	
再任2回以上		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		大阪市人事監察委員会については、平成28年度で設置から5年目となるが、前回の委員改選時において、職員分限懲戒部会の委員全員を交代することは、円滑な審議会等の運営を確保する点からも困難であったため。また、教職員分限懲戒部会においては、適任者が不在であったため。	
70歳超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		大阪市人事監察委員会については、平成28年度で設置から5年目となるが、前回の委員改選時において、職員分限懲戒部会の委員全員を交代することは、円滑な審議会等の運営を確保する点からも困難であったため。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後、委員改選時等の機会において、女性委員の人選等についても十分留意してまいりたい。	

担当局・区	危機管理室	審議会等の名称	大阪市防災会議
現在員	86 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	災害対策基本法に基づき大阪市防災会議条例で委員構成を定めているため		
女性数・女性比率	11 人 ・ 13 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
在任4年超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
再任2回以上	36 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。		
70歳超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・東日本大震災を踏まえた災害対策の検討及び大阪市地域防災計画改訂を行うにあたり、自主防災組織を構成する者や学識経験がある者の参画を得るため		
本市職員	54 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・東日本大震災を踏まえた災害対策の検討及び大阪市地域防災計画改訂を行うにあたり、本市の防災体制を強化するため		
今後の見直し方針	・委員定数90名以内で男女共同参画の視点から女性の権利や生活が守られ、安心できる災害対策の検討及び大阪市地域防災計画改訂を行うにあたり、女性の視点が十分に発揮・活躍できる環境整備への取組みを整える。		

担当局・区	危機管理室	審議会等の名称	大阪市国民保護協議会
現在員	31 人		
指針の基準(20人以内)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	様々な立場の機関からの意見を聴取し、国民保護計画に反映する必要があるため。 また、大阪市国民保護協議会条例により40名以下とされている。		
女性数・女性比率	4 人・13 %		
指針の基準(40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本市の職員6名の委員については、法に規定された役職であるが女性がい ない。 指定地方行政機関および指定公共機関等、各機関から委員として推薦を得 たものであり、可能な限り責任のある立場の役職から女性委員の推薦を依頼 したものの、その立場の役職について女性がいなかったため。		
兼務3以上(他の審議会等の兼務数)	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	各機関に対し、大阪市の国民保護対策を推進していくうえで適任者の就任 を依頼したところ、現在推薦を受けた立場の者が委員に就任している。		
在任4年超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針の基準を満たさない1名については、大阪市の国民保護対策を推進し ていくうえで適任者の就任を依頼したところ、当該機関から推薦を受けた立 場の者が委員に就任している。 もう1名の委員については副市長である。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針の基準を満たさない1名については、大阪市の国民保護対策を推進し ていくうえで適任者の就任を依頼したところ、当該機関から推薦を受けた立 場の者が委員が就任している。 もう2名の委員については、副市長及び市職員である。		
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針の基準を満たさない1名については、大阪市の国民保護対策を推進し ていくうえで適任者の就任を依頼したところ、当該機関から推薦を受けた立 場の者が委員が就任している。		
本市職員	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	国民保護法第40条において、市町村職員を委員として組織することとされ ている。 また、本市域に係る国民保護事案対策、計画に関して、本市内で処理すべ き事務等について定めるため。		
今後の見直し方針	<p>全体について</p> <p>「審議会等設置及び運営に関する指針」に示す兼職数、在職数等、また女性 の登用等について十分に説明したうえで依頼し、大阪市国民保護協議会の運 営にふさわしい方、新たな立場の者の推薦を依頼する。</p> <p>女性の登用率について</p> <p>指定地方行政機関、市、自衛隊、都道府県、指定公共機関の委員について は、法に規定された役職であり、各機関から局長級の方及び責任のある立場 の役職の方を委員として推薦を得たものであるが、各機関に対し一人でも多 く女性委員の登用目的が達成できるよう各機関に対し理解を求める。</p> <p>高齢委員について</p> <p>地域と密着したこれら機関の有力者となると、どうしても高齢の方が多い 現状ではあるが、基準を充たす委員の推薦を依頼する。</p> <p>本市職員について</p> <p>本市の職員5名の委員については、法に規定された役職(国民保護法第4 0条第4項第4号、第5号、第6号)である。</p>		

担当局・区	危機管理室	審議会等の名称	大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 14 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		会議の発足にあたり、新型インフルエンザ等に関して専門的な知識を有する保健・医療・福祉関係者を選任するため各関係団体に選任を依頼したところ、委員という責務上一定の役職の者が選任されたことから、結果として基準を満たさない状態となっている。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		新型インフルエンザ対策には地域医療機関の協力は欠かせないことから一般社団法人大阪府医師会理事に委員に就任していただいているが、同団体は大阪府下唯一の医学界を代表する団体であるため兼務数が多くなっている。	
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後については、関連団体等に対し、指針の趣旨を十分に説明し、推薦にあたって検討いただくなど、改善を図っていく	

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市公立大学法人評価委員会
-------	-------	---------	----------------

現在員	7 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 29 %
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	平成25年より大阪府公立大学法人評価委員会と本委員会との委員の共通化を行っているが、大阪府公立大学法人評価委員会の委員で本委員会と共通化できる委員は男性のみのため、女性委員の登用率40%を維持することができない。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大学法人が中期目標期間の終盤を迎えており、委員会においても次期中期目標期間の目標策定や計画の認可に伴う意見具申など重要な局面を迎える。このような中、委員会の円滑な運営に資するため、委員会運営の中心的な役割を担い、またこれまでの経過を熟知している委員を選任する必要がある。
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大学法人が中期目標期間の終盤を迎えており、委員会においても次期中期目標期間の目標策定や計画の認可に伴う意見具申など重要な局面を迎える。このような中、委員会の円滑な運営に資するため、委員会運営の中心的な役割を担い、またこれまでの経過を熟知している委員を選任する必要がある。
70歳超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	委員会としての継続性を維持するため、全委員の半数にあたる4人の委員を再任しているが、その中に70歳を超える委員が含まれるため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	委員会の継続性を維持するためには、委員の再任が必要となるが、次回の更新時には、今回再任の4人以外の委員を再任することとし、女性委員の登用についても、大阪府の状況を鑑みつつ、委員会の体制が指針の基準に沿うよう努めていきたい。

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪府市都市魅力戦略推進会議
現在員	14 人		
指針の基準（20人以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 36 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		委員候補者について府市で協議し、新たに女性委員 2 名を登用したが、当該委員の他には、女性の適任者がいなかったため。	
兼務 3 以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		大阪府市都市魅力戦略推進会議は、2020年に向けたさらなる都市魅力のステップアップのため、新戦略を府市で策定する予定であり、新戦略の策定にあたっては、都市政策、観光政策の立案及び推進において、幅広い識見と経験が必要となるが、これらを有する適任者を確保できないため。	
在任 4 年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		大阪府市都市魅力戦略推進会議は、2020年に向けたさらなる都市魅力のステップアップのため、新戦略を府市で策定する予定であり、新戦略の策定にあたっては、都市政策、観光政策の立案及び推進において、幅広い識見と経験が必要となるが、これらを有する適任者を確保できないため。	
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		平成29年4月の改選時に、指針の基準を満たすよう、委員の変更を検討していく。	

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市中企業対策審議会
現在員	17 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	7 人 ・ 41 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>学術研究の分野で一定の功績を残しているとともに、本市施策に関する知見と全国的な中小企業支援施策に関する知見を有していることが必須となるが、そのような人材は他に見当たらないため。</p> <p>団体への推薦を依頼したところ、他の者には代えがたいとして推薦を受けたため。</p>	
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		各団体へ指針を示したうえで、推薦を依頼したが、他に代えがたいと再度推薦を受けたため。	
再任2回以上	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		各団体へ指針を示したうえで、推薦を依頼したが、他に代えがたいと再度推薦を受けたため。	
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		各団体へ指針を示したうえで、推薦を依頼したが、他に代えがたいと再度推薦を受けたため。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>当局においても市の方針どおり「審議会等の設置及び運営に関する指針」の基準を満たす方を選任することが非常に重要であると考えており、各団体等への推薦依頼時には、大阪市の指針において委員選任に制限があることを説明し、指針に抵触しない方を推薦いただくよう要請している。</p> <p>さらに委員推薦にあたっては、補職名による選出ではなく中小企業振興対策に関する事項に精通した方をご推薦いただくよう要請している。</p> <p>今後とも、在職期間・兼職数・委員の年齢について、指針の順守に努めてまいります。</p>	

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業有識者会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 25 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	道路整備・景観整備等の内容に関する女性の有識者については、非常に数が少ないため女性登用率を満たすことができない。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針規定の兼任数の上限を超えることから、他大学の学術経験者等の検討も行ったが、この2名に代わる適任者がおらず、余人をもって代えがたいことから選任することとした。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	委員増員の際には、指針の基準である女性委員の比率40%以上に向けて、女性委員の選任を努力して進めてまいりたい。		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪府市文化振興会議
現在員	10 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 30 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員の内訳について、文化施策の学識経験者やアートプロデューサーなど様々な専門分野においての人選を行っていたが、当初委員委嘱を予定していた女性の上方芸能分野の精通者から委員就任を固辞され、急遽人選を行わなくてはならなかったが、その分野での女性の適任者を探ることができなかったため、基準を下回ることとなってしまった。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>【長期委員】 今回基準を超えている分については、今後の市の文化施策のさらなる推進をはかるにはなくてはならないと考えているが、次回の改選までには、識見と経験を兼ね備えた人材を選出できるよう努める。</p> <p>【女性委員の登用率】 次回の改選にあたっては、女性委員の登用率の基準を満たすよう、余裕をもった事前調整で人選を行っていく。</p>		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付対象事業選考会
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 33 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本事業は姉妹都市交流について広く市民と共有し、市民の自主的・自発的な交流を促進することを目的に、国際交流団体・NPO・市民ボランティア団体等が実施する姉妹都市交流事業に対して補助金を交付する事業であり、適正かつ公正な選考を行うべく、専門性を有する有識者を選任するためには、現在の委員構成となる。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	上記の理由により、現時点では、女性比率が基準を満たしていないが、今後、新たに選考会を開催する際、本選考に必要な専門性を有する有識者として、ふさわしい人材がいる場合には、基準を達成できるよう、検討・調整を行う。		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市地方独立行政法人大阪市立工業研究所評価委員会
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 43 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>・平成29年4月に地方独立行政法人大阪市立工業研究所と地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所の新設合併による地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立をめざしており、当委員会からは、各年度の業務実績評価を受けているが、今年度においては合併を見据えた業務実績及び財務状況に係る意見をいただく必要がある。</p> <p>・当該の委員について、地方独立行政法人に関する優れた見識と豊富な実績を有しているだけでなく、大阪府地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所評価委員会評価委員でもあり、両研究所の経営及び財務状況等にも熟知しているため。</p>		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	同上		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>地方独立行政法人大阪産業技術研究所が設立された場合、当委員会は平成28年度の業務実績評価を行った後、廃止予定であるため見直しは行わない。</p>		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市スポーツ振興施策検討有識者会議
現在員	6 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 33 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議にはスポーツ分野の専門性のみならず多角的な経歴と識見が必要であり、登用できる女性有識者が限られるため、女性登用率の基準を満たすことができなかった。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後、委員辞任等により委員選定の必要が生じた際や翌年度以降も継続的に同様の会議を開催する際には、登用できる女性有識者は限られるものの、指針の基準を満たせるよう努める。		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	国際見本市会場（インテックス大阪）の施設賃借におけるモニタリング有識者会議
現在員		3 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		0 人 ・ 0 %	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		本会議では当時の提案内容が実施できているかについての検証にかかる意見等を聴取するため、提案内容を熟知している、当時の選定委員を選任する必要があるため、指針の基準を満たすことができなかった。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		本会議では当時の提案内容が実施できているかについての検証にかかる意見等を聴取するため、提案内容を熟知している、当時の選定委員を選任する必要があるため、指針の基準を満たすことができなかった。	
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		公募型プロポーザル選定委員は、審議会等の指針の対象外となるが、当初より、同一の委員により本会議を開催することとしていたため、それを踏まえて、指針の基準に沿うように公募型プロポーザル選定委員を選定するべきであった。今後、今回のように同一委員による会議開催が予想される場合は、当初から審議会等の指針の基準に沿うよう委員を選定するよう努めることとする。	

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市地域商業活性化推進事業有識者会議
-------	-------	---------	---------------------

現在員	3 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 33 %
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>本会議の委員選任については、当該事業の検証にかかる意見及び助言を聴取するため、関連分野に精通しているだけでなく、選定事業者の選定経過・理由等についても熟知している方を選任することが必要である。</p> <p>以上により、当該選定事業者を選定した際の有識者会議の委員である上記3名を選任するため、女性登用率40%を満たさないものである。</p>
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>指針の基準を満たさない理由のとおり、事業者を選定した際の有識者会議の委員を選任するため、本会議単独での見直しは難しいことから、事業者を選定する有識者会議の次回委員改選時において、指針の基準を満たすよう努めることとする。</p>

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市ミュージアムビジョン推進会議
-------	-------	---------	-------------------

現在員	5 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 20 %
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	関係団体からの推薦による委員を除き、当会議の趣旨及び内容から求められる、博物館の経営や管理運営に係る実績や知見を有する女性の適任者が少ないため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	要綱において、会議の開催期間を概ね2年間、委員の任期を2年以内と定めており、開催が長期に及ばないため、今後の見直しの予定はない。

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪新美術館整備有識者会議
現在員	6 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人・ 17 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>新たな魅力あふれる美術館を整備するにあたり、美術館の運営についての助言、美術館の組織体制など経営形態についての助言、新美術館のコンセプトなど整備方針についての助言等を聴取する必要があるが、各分野において十分な経験を有する女性有識者の数は少なく、指針の基準を満たすよう検討を行ったが適任者が見当たらなかったため。</p>	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>70歳超の委員については、芸術文化のアートマネジメントの専門家であり、また現代社会における芸術活動の役割について理論研究、実践活動を広く行っており、70歳以上ではあるが、その専門的見地からの助言が必要であるため。</p>	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>本分野における女性有識者の割合は極めて低いですが、指針の基準である女性委員の比率40%以上に向けて、女性委員の選任を検討して進めてまいりたい。 また、高齢委員についても、現在の委員と同等の専門的見地や鑑識眼を有している70歳を超えない委員の選任を引き続き検討してまいりたい。</p>	

担当局・区	中央卸売市場	審議会等の名称	大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会
現在員	19 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 21 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の委員のほとんどが団体関係者であり、団体の推薦や補職名による選出のため		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	卓越した専門性と実績のうえから、利益の相反する業界の意見調整を図り、会議の進行、とりまとめなど、会議を総括できる者が他にいないため		
在任4年超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の委員のほとんどが団体関係者であり、団体の推薦や補職名による選出のため		
再任2回以上	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の委員のほとんどが団体関係者であり、団体の推薦や補職名による選出のため		
70歳超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の委員のほとんどが団体関係者であり、団体の推薦や補職名による選出のため		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>市場関係業者の立場から、市場の運営、施設整備にかかわる、食品流通の現状を踏まえた貴重なご意見をいただくため、卸売業者、仲卸業者、小売業者の各業界を代表し責任ある公の立場で発言いただける会長・社長・理事長などの責任者に委員に就任いただいている。そのため、業界代表については、役員の交代・改選時に変更する場合以外には、基本的に変更することはないが、指針の趣旨等について説明し、理解を求め、指針に沿った適切な委員の選任ができるよう、引き続き協議・調整に努めていく。</p> <p>また、市会代表委員は市会都市経済委員会委員長に、業界代表委員は市場関係業界を代表する会長・社長・理事長などの方に就任いただいているため、女性の委員就任推進の関与はできないが、他の委員については、今後とも指針の趣旨に沿い関係団体から女性を推薦いただけるよう調整に努めていく。</p>		

担当局・区	中央卸売市場	審議会等の名称	大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会
現在員	13 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 31 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の委員のほとんどが団体関係者であり、団体の推薦や補職名による選出のため	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<ul style="list-style-type: none"> ・卓越した専門性と実績のうえから、利益の相反する業界の意見調整を図り、会議の進行、とりまとめなど、会議を総括できる者が他にいないため ・また、当該審議等の目的に密接に関連する消費者団体の代表を選出するため 	
在任4年超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の委員のほとんどが団体関係者であり、団体の推薦や補職名による選出のため	
再任2回以上	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の委員のほとんどが団体関係者であり、団体の推薦や補職名による選出のため	
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の委員のほとんどが団体関係者であり、団体の推薦や補職名による選出のため	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>市場関係業者の立場から、市場の運営、施設整備にかかわる、食品流通の現状を踏まえた貴重なご意見をいただくため、卸売業者、仲卸業者、小売業者の各業界を代表し責任ある公の立場で発言いただける会長・社長・理事長などの責任者に委員に就任いただいている。そのため、業界代表については、役員の交代・改選時に変更する場合以外には、基本的に変更することはないが、指針の趣旨等について説明し、理解を求め、指針に沿った適切な委員の選任ができるよう、引き続き協議・調整に努めていく。</p> <p>また、市会代表委員は市会都市経済委員会委員長に、業界代表委員は市場関係業界を代表する会長・社長・理事長などの方に就任いただいているため、女性の委員就任推進の関与はできないが、他の委員については、今後とも指針の趣旨に沿い関係団体から女性を推薦いただけるよう調整に努めていく。</p>	

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市外郭団体評価委員会
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 40 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	選任時は、70歳を超えていなかったため。 （選任理由：当該委員は、法人経営に精通しており、経営判断や経営評価等に経営者の視点から専門的意見をいただくことができるため。）		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>大阪市外郭団体評価委員会は、外郭団体に関する改革並びに外郭団体の監理及び運営に関する重要事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務を行うことを目的に設置していることから、法人の経営監理に精通した学識経験者及び民間経営者を委員として選任している。今後も経営者の視点から専門的意見をいただくことができる委員の就任が求められる。</p> <p>次期改選時には、経済団体等の推薦を仰ぐ等、新たな民間経営者の選任を行い、指針の基準を満たせるように努める。</p>		

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市公文書管理委員会
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 43 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>現在、本委員会で審議が継続中の特定歴史公文書等の廃棄の可否について、公文書館収蔵簿冊のうち、廃棄対象とすべき簿冊の選定に相当時間を要する中での議論を賜っているが、課題である本市の歴史公文書等の廃棄に係る基本ルールの制定に関与し、歴史公文書に対する造詣が深く、総体的な観点からも意見をいただける限られた有識者であるため。</p>		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>現在、本委員会で審議が継続中の特定歴史公文書等の廃棄の可否について、公文書館収蔵簿冊のうち、廃棄対象とすべき簿冊の選定に相当時間を要する中での議論を賜っているが、課題である本市の歴史公文書等の廃棄に係る基本ルールの制定に関与し、歴史公文書に対する造詣が深く、総体的な観点からも意見をいただける限られた有識者であるため。</p>		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>現在、本委員会で審議が継続中である特定歴史公文書等の廃棄の可否については、歴史公文書に対する造詣の深い有識者に委嘱し、議論を賜っているが、本委員会で調査審議する事項は、廃棄に限らず、公文書等の管理に関する重要な事項とされていることから、上記記載の理由により再任していただいているものの、今後は委員の在任期間が長期化することがないように各方面に対して、適切な人材の推薦を求めていくよう努める。</p>		

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市公正職務審査委員会
-------	-----	---------	--------------

現在員	6 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 33 %
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市公正職務審査委員会は、学識経験者として、関係団体（大阪弁護士会、日本公認会計士協会近畿会）からそれぞれ適任の人物の推薦を受け、市会の同意を得て委嘱を行ってきた。今回、関係団体に委員の推薦依頼を行うに際し、女性委員の比率に配慮して推薦いただきたい旨を依頼したところ、適任の人物として男性4名女性2名の推薦があったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後とも、委員の改選にあたっては、なるべく女性委員を推薦いただけるよう依頼を行うこととする。

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市行政不服審査会
現在員	12 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 33 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今回短期間に委員を確保する必要があり、女性を採用することができなかったが、次の改選時には、女性を確保すべく早期に依頼等を行う予定である。		

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市消費者保護審議会
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	9 人 ・ 45 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		消費者安全法の改正に伴い、前回審議会においては、消費者センターの組織運営に関する事項についての条例改正を審議するにあたり、これまでの審議会における消費者センターの役割やあり方についての議論経過を踏まえた意見が必要となることから、平成22年度から委員を務める3名は本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため。	
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		消費者安全法の改正に伴い、前回審議会においては、消費者センターの組織運営に関する事項についての条例改正を審議するにあたり、これまでの審議会における消費者センターの役割やあり方についての議論経過を踏まえた意見が必要となることから、平成22年度から委員を務める3名は本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため。	
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		長年にわたり消費者保護や消費者教育に取り組んでいる市内最大の消費者団体である大阪市消費生活合理化協会より推薦された本委員は、区における地域振興会・社会福祉協議会・コミュニティ協会等各種団体活動でも代表的な存在であり、区民の消費生活向上に資するため、自主的な消費者教育の充実について尽力しており、さらに、過去に本市審議会地域安全確保部会委員を務めた経験があり、その長年にわたる活動や地域の実情等を踏まえた意見が必要となることから、当該委員は本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		今後、本審議会委員の選任にあたっては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」を踏まえ、基準を満たせるよう留意するものとする。 また、団体等に委員の推薦を依頼する際には、年齢基準など指針を満たした適任者を推薦していただくよう働きかけを行う。	

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市男女共同参画審議会
-------	-----	---------	--------------

現在員	15 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	8 人 ・ 53 %
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>今期審議会では新たな「大阪市男女共同参画基本計画」の策定について答申を行う予定であり、これまでの本市基本計画（後半期）の成果と課題を確認し、国の第4次男女共同参画基本計画や府のおおさか男女共同参画プランを踏まえた体系的な審議を行っていただき答申を取りまとめていただく必要がある。そのため、それぞれの専門性、経験を踏まえ、本施策に対し、有益な意見をいただく委員として不可欠な人材であるため。</p>
在任4年超	6 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>今期審議会では新たな「大阪市男女共同参画基本計画」の策定について答申を行う予定であり、これまでの本市基本計画（後半期）の成果と課題を確認し、国の第4次男女共同参画基本計画や府のおおさか男女共同参画プランを踏まえた体系的な審議を行っていただき答申を取りまとめていただく必要がある。そのため、それぞれの専門性、経験を踏まえ、本施策に対し、有益な意見をいただく委員として不可欠な人材であるため。</p>
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>今期審議会では新たな「大阪市男女共同参画基本計画」の策定について答申を行う予定であり、これまでの本市基本計画（後半期）の成果と課題を確認し、国の第4次男女共同参画基本計画や府のおおさか男女共同参画プランを踏まえた体系的な審議を行っていただき答申を取りまとめていただく必要がある。そのため、それぞれの専門性、経験を踏まえ、本施策に対し、有益な意見をいただく委員として不可欠な人材であるため。</p>
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>今期審議会では新たな「大阪市男女共同参画基本計画」の策定について答申を行う予定である。そのため、地域に根差した女性自らの活動を実践し、地域の実情等にも精通した委員として本審議会に不可欠な人材であると考えため。</p>
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	<p>次期は本市「審議会等の設置及び運営に関する指針」を踏まえ、本市男女共同参画行政に詳しく、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等男女共同参画施策の推進にかかわる重要な分野に精通した有識者を採すなど、基準を満たせるよう努める。 また、団体等に対して年齢基準を満たした適任者を推薦していただくよう働きかけを行うなど、基準を満たせるよう努める。</p>

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市市民活動推進審議会
現在員	12 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 33 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	調査審議事項に適した委員を選定した結果、市民活動に関する専門的知識を有する有識者、課題（困難事例）に精通し、ポジティブに、中立客観的に助言を頂ける市民活動実践者、市民活動の取組を支援する中間支援組織関係者、公募委員を選任することとなり、40%を満たさない結果となった。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	前回の審議会のリーダーであり、審議会の運営を中心的に担い提言の作成にあたってきたところから経過等を熟知しており、引き続き審議会のリーダーとして運営を中心的に担っていただきたいと考えている。また、大学での研究として、行政中心のガバナンスから、NPOやNGOなどの市民活動団体を含む多様な担い手によるネットワークや政策コミュニティによるガバナンスに注目されるようになってきている変化における行政や民間の組織の構造・機能の変容などについて、理論的・実証的に研究を進めておられるとともに、マルチパートナーシップについて書かれている「参加と協働の地域公共政策開発システム」の著者でもあり、次期審議会での検討事項である「場でのつながり」において、総合的な観点で助言いただく委員として必要不可欠な人材であることから、在任4年超であるが選任した。		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	前回の審議会のリーダーであり、審議会の運営を中心的に担い提言の作成にあたってきたところから経過等を熟知しており、引き続き審議会のリーダーとして運営を中心的に担っていただきたいと考えている。また、大学での研究として、行政中心のガバナンスから、NPOやNGOなどの市民活動団体を含む多様な担い手によるネットワークや政策コミュニティによるガバナンスに注目されるようになってきている変化における行政や民間の組織の構造・機能の変容などについて、理論的・実証的に研究を進めておられるとともに、マルチパートナーシップについて書かれている「参加と協働の地域公共政策開発システム」の著者でもあり、次期審議会での検討事項である「場でのつながり」において、総合的な観点で助言いただく委員として必要不可欠な人材であることから、再任2回以上であるが選任した。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の見直し計画については、来期の委員選任の際及び委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分踏まえ、委員の推薦を依頼する団体に対して女性委員の推薦を積極的に求めるなど指針に沿った委員を選定するよう努める。		

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市市民活動推進事業運営会議
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 20 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>選定する委員5名については、市民活動に関する専門的知識を有する有識者、市民活動団体の取組みを支援する中間支援組織関係者、民間企業（ソーシャルビジネスに対する支援をおこなう金融機関）、公募委員を予定していた。そのうち、公募委員については、指針の趣旨をふまえ、応募者のなかで適任者がいた場合は、女性の公募委員が望ましいと考えていたが、男性1名の応募となったことから、指針の基準を満たすことができなかった。</p>	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>今後の見直し計画については、来期の委員選任の際及び委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、委員の推薦を依頼する団体に対して女性委員の推薦を積極的に求めるなど指針に沿った委員を選定するよう努める。</p>	

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市同和問題に関する有識者会議
現在員	10 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 10 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本会議は、審議、審査、調査等を行う機関としてではなく、あくまでも同和問題精通者や有識者等からいただいた意見を本市の行政運営上の参考に資することを目的としているため。なお、同和問題に識見を有する者としては、社会福祉、法律、雇用・就労、地域活動等の各分野において専門知識を有し、かつ同和問題、人権問題についても見識を有する者を選定する必要があるため限られた人選となり、女性委員が少数となった。</p> <p>また、同和問題に精通する者としては、同和問題・人権問題の解消に向けて取り組む運動団体である4団体の中から推薦を受けた者としており、各団体とも女性役員が少なく、本会議の委員として適任であると推薦を受けた者が全て男性であった。</p>		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>同和問題に精通する者として、同和問題・人権問題の解消に向けて取り組む運動団体である4団体の中から推薦を受けた者としており、本会議の委員として適任であると推薦を受けた者であるため</p>		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>指針の趣旨を十分に踏まえ、委員の推薦を依頼する団体に対して女性委員の推薦を積極的に求めるなど指針に沿った委員を選定するよう努める。</p>		

担当局・区	市民局	審議会等の名称	大阪市ヘイトスピーチ審査会
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験者については、女性の候補者に対し打診をしたが、固辞されたため ・ 弁護士の委員については、2名中1名は女性の推薦を得られるよう大阪弁護士会に依頼したが、男性2名の推薦を受けたため 	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>次回交代時には、学識経験者の後任として女性を確保できるよう、引き続き新たな女性候補のリスタップに努めるとともに、大阪弁護士会に対しては、次回の依頼時には是非女性の弁護士を推薦いただけるよう強く働きかける予定である。</p>	

担当局・区	契約管財局	審議会等の名称	大阪市入札等監視委員会
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 50 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本委員会においては、平成26年度に相次いで本市入札契約事務にかかる重大かつ深刻な不祥事が相次いで発生したことを受け、その改善策などの策定に際し、過程ごとに経過を踏まえつつ改善に直結する有意義な意見をいただいている。実践状況の進捗を監視し実効性を検証していく段階となる昨年度・今年度においては、引き続きこれまでの経過を踏まえた一貫性のある議論が必要な局面にある。そのため、委員半数の2名について、これまでの過程においてそれぞれ蓄積されてきた議論の継続性の保持や、議論の効率性の保持の観点から、本市の現状に鑑みて、委員会の高度な監視機能の維持を重視し、再任している。</p>		
再任2回以上	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本委員会においては、平成26年度に相次いで本市入札契約事務にかかる重大かつ深刻な不祥事が相次いで発生したことを受け、その改善策などの策定に際し、過程ごとに経過を踏まえつつ改善に直結する有意義な意見をいただいている。実践状況の進捗を監視し実効性を検証していく段階となる昨年度・今年度においては、引き続きこれまでの経過を踏まえた一貫性のある議論が必要な局面にある。そのため、委員半数の2名について、これまでの過程においてそれぞれ蓄積されてきた議論の継続性の保持や、議論の効率性の保持の観点から、本市の現状に鑑みて、委員会の高度な監視機能の維持を重視し、再任している。</p>		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>基準に抵触する委員については、次回改選時（平成29年4月）までに後任として適当である学識経験者を探し、次回改選に際し、指針に適合するよう努めていく。</p> <p>なお、次回改選に向けては、今後、委員会の構成委員を概ね半数ごと（常任の委員4名中2名ごと）に入れ替えていくこととし、スムーズに議論の継続性が保持できるように努めていく。</p>		

担当局・区	契約管財局	審議会等の名称	大阪市補償審査委員会
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 20 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	関係機関等に推薦依頼をしたが、女性の推薦がなかった		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	関係機関や団体の推薦の場合、なるべく女性を推薦してもらうよう団体に依頼する		

担当局・区	契約管財局	審議会等の名称	土地活用等評価委員会
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 25 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体による推進や補職名による選出のため		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後については、指針の趣旨に沿った委員の選任に努めていきたい。		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市土地利用審査会
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 43 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		本委員に就任いただいた時点では基準を満たしており、その後兼務が増えたため。	
在任4年超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		再任2回以上の委員1名を除くと、本審査会の任期が3年となっていることにより4年を超えるもの。	
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		今後の地価公示、地価調査の結果から総合的な判断を引き続き円滑に行っていくためには、平成18年から20年にかけての地価上昇期を含め、この間の審議経過等にも精通されている委員が他にいない。	
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		当該指針に抵触している委員は、農業分野の委員であり、農業委員会会長または同職務代理のいずれかに就任いただいている。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		次期改選時までには後任としてふさわしい学識経験者を探すことにより新たな委員の選任を図ることとする。	

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市都市計画審議会
現在員	29 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	都市計画審議会の組織と運営について、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」において、政令指定都市の都市計画審議会について、政令指定都市の都市計画審議会の委員の数を9人以上35人以内とする旨の規定があり、本市審議会委員の数について、当規定及び地方自治法における市町村議会の議員定数の算出方法（均一の人口増加分に対して均一に増加させていく）を準用した結果、30人程度が適切であると判断している。		
女性数・女性比率	7 人 ・ 24 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	平成12年に指定都市の特例により本審議会を設置する際、従前、大阪府の審議会に付するにあたり計画消防委員協議会（当時）に諮ってきた経過も踏まえ、市会との調整を行った結果、本審議会における市会議員の委員については、計画消防委員会（当時）の委員全員の15名を選任することとし、学識経験者の委員についても同数の15名を選任することとした。現在の市会議員の委員のうち女性委員は1名となっている。 なお、今回改選対象外の学識経験者の委員に関しては、15名のうち6名が女性委員であり、指針の基準「女性委員の占める割合は40%」に適合している。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	都市計画は社会的に与える影響が非常に大きく、極めて専門性の高い知見が求められることから、一部の委員については兼務の数について指針に抵触するものの、代わりとなる人材の確保が困難である。		
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであるから、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見通しをもって進められることが必要となる。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであるから、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見通しをもって進められることが必要となる。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	都市計画は社会的に与える影響が非常に大きく、都市計画の目的である、「都市の健全な発展と秩序ある整備」の実現には、一定の時間を要するものであるから、都市計画案を調査審議するにあたっては、これまでに論議された本市都市計画の現状と課題など、今後の都市計画の調査審議に必要なノウハウが継続的に受け継がれ、長期的な見通しをもって進められることが必要となることから一部の学識経験者の委員については、審議の適切な運営の観点から長期にわたり委員を務めていただいている。 これらの委員については、次回改選時までには後任として適任である学識経験者を探すなどにより、次回改選時には、指針に満たない項目が今回改選時以下となるように取り組み、最終的には指針に適合するように、今後も努力してまいりたい。		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市都市景観委員会
現在員	11 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 45 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、現在、景観施策の見直しについて審議しており、これらの審議に際しては、景観諸制度の変遷や本市の現状と課題等に精通している委員の選任が必要不可欠であり、当該委員については他の人材に代え難い存在であるため。		
在任4年超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、現在、景観施策の見直しについて審議しており、これらの審議に際しては、景観諸制度の変遷や本市の現状と課題等に精通している委員の選任が必要不可欠であり、当該委員については他の人材に代え難い存在であるため。		
再任2回以上	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	都市景観委員会では、現在、景観施策の見直しについて審議しており、これらの審議に際しては、景観諸制度の変遷や本市の現状と課題等に精通している委員の選任が必要不可欠であり、当該委員については他の人材に代え難い存在であるため。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後改選の際には「審議会の設置及び運営に関する指針」の基準を満たすよう、適任である学識経験者を探す等により、指針に適合するよう努める。		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市建築審査会
-------	-------	---------	----------

現在員	7 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 43 %
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審査会の特性上、建築基準法などをめぐる情勢を十分に理解するとともに、建築及び都市計画分野の十分な経験と知識をもっており、本審査会で扱う案件に対して適切に判断いただける委員の就任が必要であるため。
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審査会の特性上、建築基準法などをめぐる情勢を十分に理解するとともに、建築及び都市計画分野の十分な経験と知識をもっており、本審査会で扱う案件に対して適切に判断いただける委員の就任が必要であるため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次回改選時には、現在2項目ある指針に満たない項目を下回るように取り組み、最終的には指針に適合するよう努力する。

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	御堂筋デザイン会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 25 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本会議は、「御堂筋デザインガイドライン」に基づきデザイン協議を行うに際し、事業者の提出してきた建築計画等に対するご意見をいただく場であり、議論をするにあたっては、「御堂筋デザインガイドライン」の主旨を十分に理解したうえ、提出された建築計画等に対する適切な評価をしていただく必要がある。委員構成としては、建築史、都市計画、造園・ランドスケープ、景観・デザインの分野から選任しているが、これらのジャンルにおいて女性の専門家が限られており、他の人選も検討したが、本件の検討に精通した女性委員の選定が困難なこと、委員の数は必要最小限の人数であるべきという指針に基づくことから、結果として、女性委員の構成率が25%となった。</p>		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本会議は、「御堂筋デザインガイドライン」に基づきデザイン協議を行うに際し、事業者の提出してきた建築計画等に対するご意見をいただく場であり、議論をするにあたっては、「御堂筋デザインガイドライン」作成時にご意見をいただいていた御堂筋のまちなみ創造方策検討有識者会議の委員に本会議においても委員を務めていただくことが望ましく、上記御堂筋のまちなみ創造方策検討有識者会議の座長及び座長代行の方に委員に就任いただいたところである。両委員は、兼職数が4以上であるが、高度に専門的な知識を有しており、デザイン会議を適切に行うためには他の人材に替え難い存在である。</p>		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>今後改選の際には指針の基準を満たすよう、適任である学識経験者の候補者を探す等により、指針に適合するよう努力する。</p>		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	建築美観誘導デザイン会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 50 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>本会議を円滑かつ効果的に行い、デザイン性の高いデジタルサイネージを誘導していくためには、景観施策のこれまでの取組みや今後の方向性について熟知していることが必要不可欠であり、当該委員については他の人材に代え難い存在であるため。</p>	
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>今後改選の際には指針の基準を満たすよう、新たな候補者を探索し、指針に適合するよう努める。</p>	

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	御堂筋沿道にぎわい空間創出支援補助金検討会
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 33 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本補助金は、御堂筋沿道でのクオリティの高いにぎわい施設の導入やにぎわい空間の形成を誘導し、御堂筋の活性化を推進することを目的としている。検討をするにあたっては、大阪都市魅力創造戦略などの上位施策に詳しくにぎわい創造にかかる専門的知識を有する者から選任しており、他の人選も検討したが、本件の検討に精通した女性委員の選定が困難なこと、委員の数は必要最小限の人数であるべきという指針に基づき3名とし、結果として、女性委員の構成が33%となった。</p>		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本検討会は、「御堂筋の活性化」や、「御堂筋のにぎわい誘導に向けた効果的な経済的インセンティブのあり方検討」の結果を踏まえて策定する「御堂筋沿道にぎわい空間創出支援補助金交付要綱」に基づき、補助対象事業の採否の検討を行う際に、事業者の提出してきた事業計画等に対するご意見をいただく場である。検討会を実質的かつ効果的に行うためには、これまでの御堂筋の活性化に関する議論経過や取組み状況、今後の方向性等について熟知している者の委員への選任が必要不可欠であり、これらの検討を行ってきた専門部会や有識者会議の委員であり、にぎわい創出についての知見が深い方に就任していただく必要がある。</p>		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>次回改選時には指針の基準を満たすよう、選定委員会で認識共有を深めるとともに新たな候補者を探索し、指針に適合するよう努める。</p>		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪ドーム施設利用補助金補助対象事業選定会議
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 33 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>補助金は、大阪の魅力を生み出し、大阪への集客の促進に寄与することを目的としており、大阪への集客の促進に寄与するかが補助対象事業の要件である。</p> <p>補助対象事業の選定にあたっては、上位施策や実務に詳しく、専門的知識を有する方の意見を聞く必要がある。</p> <p>そのため、上位施策に精通されている方や公益的な法人において実務の従事経験の豊富な方に委員へ就任いただくため、府市の都市魅力戦略を所掌する都市魅力戦略推進会議と、実質的に連携を図る必要があり、同会議の会長に委員に就任いただいたところである。</p> <p>他の委員の選定にあたっては、（公財）大阪観光局及び大阪商工会議所に推薦をそれぞれ依頼し、結果として、女性委員の構成率が33%となったものである。</p>		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本補助金を大阪の都市魅力の創出に寄与するものとして適正に運用していくためには、府市の都市魅力戦略を所掌する都市魅力戦略推進会議と、実質的に連携を図る必要があり、同会議の会長に委員に就任いただいたところである。</p> <p>委員は、兼職数が4以上であるが、高度に専門的な知識を有しており、大阪ドーム施設利用補助金補助対象事業選定会議を適切に行うためには他の人材に替え難い存在である。</p>		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>兼職3以上については、都市魅力戦略推進会議との実質的な連携を図る必要があり候補者は非常に絞られてしまうが、できるかぎり指針の基準を守るよう努力する。</p> <p>女性委員の登用率については、現在女性委員は1名であるが、今後改選の際には指針の基準を満たすよう女性委員の候補者を探すよう引き続き努力する。</p>		

担当局・区	都市計画局	審議会等の名称	大阪市空家等対策協議会
現在員	19 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 26 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	副市長については、3名とも男性であるため女性を選択する余地がない。大阪市議員については、大阪市会議長からの推薦により選定するため、3名の内女性は1名のみとなった。また、関係団体から参加していただく委員については、関係団体あてにできる限り女性委員の推薦を依頼したものの、団体構成員の女性比率が低いこともあり、9名の内女性は1名のみとなった。なお、学識経験者等は女性委員の登用率を上げるよう選定しており、4名の内3名を女性委員としている。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	市長を補佐する役割として、副市長を構成員とする必要があるため		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	市長を補佐する役割として、副市長を構成員とする必要があるため		
今後の見直し方針	次回改選時には、引き続き関係団体あてに女性委員の推薦を依頼し、女性の登用率が指針に適合するよう努力してまいりたい。		

担当局・区	都市計画局・交通局	審議会等の名称	大阪市鉄道ネットワーク審議会
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 33 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員数が少数であり、さらに本審議会委員に求める専門分野において、女性の有識者が著しく少ないため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	国や関西の鉄道関係の審議会等の委員となった経歴を持ち、国の鉄道関係の動向にも精通している当該委員以外に交通経済の専門家としての本審議会委員の適任者が見当たらないため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の状況の変化等の見直しの機会をとらえて、指針の基準を満たす適任者の選定を行うよう努めていく。		

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市福祉有償運送運営協議会
現在員	11 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 36 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員のうち、タクシー事業者や交通工学部門における学識経験者には女性が希少であるため、女性登用がなかなか進まない。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	タクシー事業と福祉事業の双方の観点を併せ持ち、これまでの議論過程を熟知する委員の意見は欠かすことのできないものであり、余人をもって代えがたい。		
再任2回以上	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	タクシー事業と福祉事業の双方の観点を併せ持ち、これまでの議論過程を熟知する委員の意見は欠かすことのできないものであり、余人をもって代えがたい。		
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	タクシー事業と福祉事業の双方の観点を併せ持ち、これまでの議論過程を熟知する委員の意見は欠かすことのできないものであり、余人をもって代えがたい。		
本市職員	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	道路運送法施行規則第51条の8により、運営協議会を主宰する市町村が構成員となると定められている。		
今後の見直し方針	今後、長期委員についても改選の検討を進めるとともに、改めて各推薦団体に指針の趣旨を申し入れ、女性委員を推薦いただけるよう、継続的に働きかけを行っていく。		

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市社会福祉審議会
現在員	29 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市社会福祉審議会条例の規程による（35名以内）		
女性数・女性比率	9 人 ・ 31 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	学識経験者の選任にあたっては、女性の登用率向上を目標としているが、各分野の専門家として本審議会に必要不可欠な人材を確保する観点から、これまでの実績を踏まえて委嘱を行っているため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本市指針を踏まえ、推薦団体と協議を行ってきたところであるが、団体においては本市の社会福祉全般を審議する本審議会の性格を鑑み、一定の知識を有するなど適任性等を考慮のうえ推薦されているため。		
在任4年超	13 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本市における社会福祉全般について調査する本審議会は、審議会全体の審議のほか、6つの専門分科会や、その下に部会を設置しており、幅広い分野において高い専門性を有した委員の参画が不可欠である。在任期間が4年を超える委員については、委員改選時に向けた他の委員への委嘱等について調整を行ってきたが、本市福祉行政のあり方の検討や計画策定等の各種審議に中心的に携わっていただいている委員が多く、審議の継続性や専門性の確保の観点から、審議会に必要不可欠な人材であるため、引続き委員として選任しているところである。		
再任2回以上	13 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本市における社会福祉全般について調査する本審議会は、審議会全体の審議のほか、6つの専門分科会や、その下に部会を設置しており、幅広い分野において高い専門性を有した委員の参画が不可欠である。再任2回以上となる委員については、委員改選時に向けた他の委員への委嘱等について調整を行ってきたが、審議の継続性や専門性の確保の観点から、審議会に必要不可欠な人材であることから、やむを得ず再任をしたところである。		
70歳超	9 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本市における社会福祉全般について調査する本審議会は、審議会全体の審議のほか、6つの専門分科会や、その下に部会を設置しており、幅広い分野において高い専門性を有した委員の参画が不可欠である。70歳を超える委員については、委員改選時に向けた他の委員への委嘱等について調整を行ってきたが、社会福祉全般について豊富な経験を生かした専門的な意見も数多く頂いており、特に専門性の確保の観点から、審議会に必要不可欠な人材であり、引続き委員として選任しているところである。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<ul style="list-style-type: none"> ・従来50名であった委員数については、この間、段階的に29名まで削減してきたところである。 ・団体推薦の委員については、本審議会の調査・審議事項における必要性に関して、各分科会の動向や法改正等をふまえた精査を行うとともに、年齢制限だけでなく、長期在任となっている委員も複数いることから、本市指針に沿えるよう、引き続き各団体への働きかけを行っていく。また、各団体推薦の委員については、今後、役員改選等における委嘱替の時期を捉え、最大限の働きかけを行っていく。 ・学識経験者については、幅広い知見からの経験や知識、また審議内容の継続性から、10年を超える長期在任となっている委員も少なくない状況である。 ・長期在任となっている委員については、審議会及び分科会等における役割が大きくなっていることから、分科会等の委員構成について検討を行い、若い世代の登用を進めるなど、順次、入れ替えが進むよう取組んでいるところである。 ・引き続き、審議内容の継続性には留意しつつ、在任期間の長い委員から優先的に新たな委員への委嘱替えがこれまで以上に進むよう、最大限努める。 		

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市民生委員推薦会
現在員	13 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 46 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	民生委員・児童委員及び主任児童委員の選任に関して、これまでの議論の経過や国の子育て施策等の動向、民生委員・児童委員が抱えている諸課題等を踏まえた有意義な助言をいただきたいと考えているため。		
再任2回以上	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	民生委員・児童委員及び主任児童委員の選任に関して、これまでの議論の経過や国の子育て施策等の動向、民生委員・児童委員が抱えている諸課題等を踏まえた有意義な助言をいただきたいと考えているため。		
70歳超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	各委員については、本市より審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を示したうえでそれぞれの分野に推薦をお願いしているところであるが、団体側から推薦を受け、結果として推薦された委員が高齢であった。		
本市職員	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	「大阪市民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦要綱」において、委員選出分野として本市職員を規定しているため。		
今後の見直し方針	今後の人選にあたっては、長期委員、高齢委員が多くなっていることを踏まえ、推薦団体に対して、指針に沿った委員選任について、一層の協力を求める。		

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市国民健康保険運営協議会
現在員	29 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市国民健康保険条例第2条により、国民健康保険運営協議会の委員の定数が定められている。		
女性数・女性比率	11 人 ・ 38 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	関係機関に対し、同要綱の趣旨を説明し、女性委員の推薦を依頼しているところであるが、各団体において、医療分野のみならず国民健康保険制度等についても知識と経験を有する適任者が限られており、指針の基準を満たすことが難しい状況となっている。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところであるが、府域を対象とした団体であるところ、団体内部において団体を代表する方として当協議会に参画いただける方を調整のうえ、本市が求める国民健康保険事業について一定の知識を有する方としての適任性等を考慮したうえで推薦をいただいております。指針の基準を満たすことが難しい状況となっている。		
在任4年超	10 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところであるが、各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいております。また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されている。 また、本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっている。		
再任2回以上	10 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところであるが、各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいております。また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されている。 また、本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっている。		
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当初選任時は年齢要件を満たしていたが、現時点では70歳を超える委員となる。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいております。また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されているところであるが、本市指針等の説明を十分に行い、指針に沿った委員が推薦されるよう努める。 本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えているが、長期委員については計画的に委員の交代を進めるなど、指針に沿った委員の選出となるよう努める。 また、被保険者代表委員についても、指針に沿った推薦となるよう、各区とも連携しながら委員の調整を行う。 以上のとおり、次期改選には、大阪市国民健康保険の運営のあり方を踏まえながら、指針の基準に沿った委員選出となるよう努めてまいります。		

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市医療扶助審議会
現在員	11 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 18 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があるが、全国的にも女性医師の割合は2割程度と低く、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があり、関係団体や大学などに後任となる委員の推薦を求める等しているものの、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。	
再任2回以上	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があり、関係団体や大学などに後任となる委員の推薦を求める等しているものの、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。	
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		本年12月が委員の改選期であるため、在任4年超及び再任2回以上の委員については、現委員に後任の委員を紹介してもらえよう努める他、医師会等関係団体や大学等学術機関、行政機関等を通じて、指針の基準に抵触せず審議会委員にふさわしい学識及び実務経験等を持つ医師の推薦を求めます。また、女性登用の目標値を達成できるよう、できる限り女性を選任するよう努めていきます。	

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市障がい者施策推進協議会
現在員	13 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 38 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該団体からの同協議会への委員の参画は必須であるため		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該団体からの同協議会への委員の参画は必須であるため		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該団体からの同協議会への委員の参画は必須であるため		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該団体からの同協議会への委員の参画は必須であるため		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	当該団体に対しては、指針について説明を行うことにより、適正な運営に努める。		

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市障がい支援区分認定審査会
現在員	213 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	障害者総合支援法に基づく審査判定業務を行っているが、対象者が多く審査を適切かつ早急に行う為に現在員数が必要である為。		
女性数・女性比率	78 人 ・ 37 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。多方面の学術経験者を専門家の方を選任する必要があり、その中で特に女性の人材確保は極めて困難である為。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、兼職数の多い方を選任せざるを得ない為。		
在任4年超	159 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委嘱期間は2年。審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、委員には引き続き4年を超えて、あるいは兼職数の多い方を選任せざるを得ない為。		
再任2回以上	159 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、委員には引き続き4年を超えて、あるいは兼職数の多い方を選任せざるを得ない為。なお、法的には再任は妨げられていない。		
70歳超	10 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、各団体に対し指針を周知し、その遵守をお願いしているが、本審査会の特性もあり、各団体から推薦された人材について、指針の基準（委嘱期間、兼職数、年齢）に抵触していても、選任せざるを得ない為。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	設置当初からの委員が次第に長期化していくことに鑑み、次期改選時（平成29年4月）には、医師会をはじめとする各職能団体に対して「審議会等の設置及び運営に関する指針」の趣旨に留意した人物を推薦していただけるよう一層強く要請し、指針の基準を満たした選任となるよう努める。		

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市地域包括支援センター運営協議会
現在員	17 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 29 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行くために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があるため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行くために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があるため。	
在任4年超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行くために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があるため。	
再任2回以上	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行くために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があるため。	
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		推薦依頼にあたり、市単位の会議に推薦できる委員は、団体を代表することとなるため、役員の中でも、一定の経験を経た方になること、一定の活動経験のある方が70歳を超えていること、及び、65歳以上の方である介護保険第1号被保険者当事者のご意見を反映する市民委員を選任しているため。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		各団体からの推薦委員については、次回委員改選時だけでなく代表者変更等による各団体内部事情を理由とする改選時についても指針の趣旨について、再度説明を十分行い、その趣旨に基づいた委員の推薦を引き続き団体に依頼する他、本市でも委員の提案を行うなど指針を遵守するために取り組んでいく。	

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市介護認定審査会
現在員	1,171 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	年間約17万件の審査を行うにあたり、申請から結果通知までの日数は法令で定められており、安定的な審査会運営が必要なため。		
女性数・女性比率	408 人 ・ 35 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	介護認定審査会は団体等（医師会、歯科医師会、薬剤師会）による推薦と、性別にかかわらず、医療・保健・福祉の専門的な知識を有する者の中から選出するため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	所属の団体で多くの役割を果たしている方が、多数の審議会からの依頼を受けていただいているためかと思われる。		
在任4年超	762 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験があり、かつ長期的に安定した審査会運営を行うため。		
再任2回以上	765 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験があり、かつ長期的に安定した審査会運営を行うため。		
70歳超	64 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験があり、かつ長期的に安定した審査会運営を行うため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>介護認定審査会は、市長の附属機関ではあるものの、施策・事業の指針等に関して条例設置したものではなく、介護保険事業に必須の介護度の認定審査のみを行うための審査会で、介護保険法において設置を義務付けられたものです。</p> <p>その委員については、医療・保健・福祉に関する学識・経験を要し、かつ公正公平な立場での審査判定を行う必要があるため、大阪府医師会等各職能団体に推薦を依頼していますが、年間約17万件の審査を行うため、216合議体、委員約1,170名（条例数）で年間約5千回開催しており、また開催にあたっては事前に審査資料の内容確認を行う必要があるなど、委員各位にはかなりの負担となっている現状にあり、また同一委員が長期化しているなどの状況にあります。</p> <p>介護度の認定については、申請から結果通知までの日数が法令で定められており、安定的な審査会運営が保険者に課せられた大きな責務であります。そのためには委員の確保が非常に重要であり、本審査会の特性に起因する団体推薦の実情も踏まえ、本市指針の基準を満たせてはおりませんが、的確に業務を執行していただける方を本審査会の委員に選任しているところです。</p> <p>今後については、あらためて指針の基準を満たすことができるよう、各団体に対して、指針を周知し、その遵守をお願いしていくとともに、委員の選任にあたっては、上述のとおり、質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験を積むことが必要であると考えておりますが、特に設置当初からの委員が長期化していることも鑑み、平成29年度改選時は、平成27年度以上に委員の推薦等をお願いしている関係団体をはじめ、各区介護保険業務担当への指針の基準全般の周知徹底を行い、指針の趣旨に留意した選任となるよう努めていきます。</p>		

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市地域密着型サービス運営委員会
現在員	6 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 33 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員構成は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等による構成としており、それぞれの専門家の属する団体より推薦を受けているため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員構成は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等による構成としており、それぞれの専門家の属する団体より推薦を受けているため。		
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員構成は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等による構成としており、それぞれの専門家の属する団体より推薦を受けているため。		
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員構成は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等による構成としており、それぞれの専門家の属する団体より推薦を受けているため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	各推薦団体に対し指針の趣旨を説明するとともに、指針に抵触することがないような委員の推薦を働きかけていく。		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市動物愛護推進会議
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 20 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	動物の愛護及び管理に関する法律39条に規定されている構成団体等へ、委員の推薦を依頼しているため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	来年度、男性2名と女性1名の委員が任期終了となることから、構成団体へ女性を推薦していただくよう要望する。		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市公害健康被害認定審査会
現在員	16 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 38 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる女性委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。		
在任4年超	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。なお、6名中3名は次期改選時に退任の予定である。		
再任2回以上	6 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。なお、6名中3名は次期改選時に退任の予定である。		
70歳超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。なお、4名中2名は次期改選時に退任の予定である。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>当認定審査会委員は、公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも適正な判断が必要とされる。</p> <p>高度な知識と経験を有する委員の候補は、容易には見当たらず、その人選等は厳しい状況にあるものの、今後、後任者の育成および紹介について、現在選任委員からの後任推薦協力も得ながら努力していく。</p> <p>また、大阪府医師会推薦の選任委員については、本市の「審議会等の設置および運営に関する指針」の各項目について理解及び協力いただけるよう引き続き、推薦依頼文を明記し、依頼を行っていく。</p>		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市公害診療報酬審査委員会
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 13 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	数少ない経験豊富な女性委員を確保することは非常に困難な状況にある。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑な運営に欠かすことのできない人材である。		
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑な運営に欠かすことのできない人材である。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑な運営に欠かすことのできない人材である。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委嘱時は70歳を超えておらず、次回改選時には指針の基準を満たすことができるよう努めたい。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>本委員会は、医師としての幅広い知識に加え、地域医療の従事者及び地域医療の代表としての経験が貴重であることから、大阪府医師会へ委員の推薦を依頼している。</p> <p>推薦依頼にあたっては、本市の方針を踏まえたうえで、本委員会における公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験の必要性について説明し、理解と協力を求めている。人選については、大阪府医師会に委ねることとなるが、その結果は大阪府医師会の意向として尊重する必要があると考えている。また、大阪府医師会としても限られた人材の中から、数多くの公害認定患者の診療等、長年にわたる経験を踏まえた推薦委員の選定を行っていただいているところである。</p> <p>今後、委員の推薦をいただいている大阪府医師会に本市の方針についての理解を得るとともに、次回改選の際には指針に沿った委員の選任について一層努めることとする。</p>		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市感染症診査協議会
現在員	11 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 36 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>・本委員会委員には、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定機師除く。）かつ医師である者から委員を選定する必要があり、本市事業にも深くかかわりのある公立大学法人大阪市立大学医学部付属病院から推薦を依頼した結果、ご推薦いただいた当該医療担当医師が男性であったため。</p>	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>・呼吸期の専門課としてご就任いただいている委員については、大阪市内での臨床経験が長く本市の結核事情について精通している外、企業で職員の健康管理業務の実績と経験があることから、本市の結核予防推進業務について適任であると判断したため。</p>	
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		<p>・3名中1名は元保健所長として平成21年度の新型インフルエンザ対策の陣頭指揮を執った実績と経験があること、平成27年度の審議内容には平成26年度から継続審議事項である新型インフルエンザマニュアル等策定のため、余人を持って変えがたいため。</p> <p>・また、元小学校教頭・校長を歴任された委員については、学校における感染症の集団発生防止といった観点から平常時からの感染予防、二次感染防止等の経験が豊富であること、平成27年度の審議内容には平成26年度から継続審議事項である新型インフルエンザマニュアル等策定のため、余人を持って変えがたいため。</p> <p>・呼吸期の専門課としてご就任いただいている委員については、大阪市内での臨床経験が長く本市の結核事情について精通している外、企業で職員の健康管理業務の実績と経験があることから、本市の結核予防推進業務について適任であると判断したため。</p>	
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>今後、委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、新たな人材を確保できるよう努める。</p>	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市感染症発生動向調査委員会
現在員	12 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 17 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本委員会の専門性の分野も多岐にわたり、熟知するには研究・調査・診断等の経験が必要である。その中でも感染症の発生動向を的確に把握し、得られたデータの解析評価を行っている各専門家の数も限られ、女性の専門家はさらに少ないのが現状である。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	地域医師会の代表を選出するにあたり、一般社団法人大阪府医師会に対して適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、感染症についての専門知識が豊富であることから、感染症対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であると判断したため。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本事業実施要綱の定めるところにより、委員会委員として患者や病原体情報を収集している保健所や地方衛生研究所の代表として本市職員を選出する必要があるため。		
今後の見直し方針	関係機関や団体の推薦の場合、なるべく女性を推薦してもらうように依頼する。		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市予防接種健康被害調査委員会
現在員		4 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		2 人 ・ 50 %	
指針の基準（40%以上）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		2 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		地域医師会の代表を選出するにあたり、一般社団法人大阪府医師会に対して適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、予防接種の臨床経験が豊富で疾病の症状や経過などについても熟知されていることから、予防接種による健康被害を医学的な見地から判断できる人材であると判断したため。	
在任4年超		4 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		4名のうち、2名については、地区医師会の立場として参加していただく必要があり、地域医師会の代表を選出するにあたり、一般社団法人大阪府医師会に対して適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、予防接種の臨床経験が豊富で疾病の症状や経過などについても熟知されていることから、予防接種による健康被害を医学的な見地から判断できる人材であると判断したため。 また、うち1名は専門医師の立場として参加していただく必要があり、中でも検疫所での臨床経験がある女性の感染症内科医は貴重であり、余人を持って変えがたいため。 最後に本市代表職員として1名参加が必要であり、保健所長と同等の職責を持ち、なおかつ本市が実施するBCG及びポリオの臨床経験をもつ女性職員が他にいないため。	
再任2回以上		4 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		4名のうち、2名については、地区医師会の立場として参加していただく必要があり、地域医師会の代表を選出するにあたり、一般社団法人大阪府医師会に対して適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、予防接種の臨床経験が豊富で疾病の症状や経過などについても熟知されていることから、予防接種による健康被害を医学的な見地から判断できる人材であると判断したため。 また、うち1名は専門医師の立場として参加していただく必要があり、中でも検疫所での臨床経験がある女性の感染症内科医は貴重であり、余人を持って変えがたいため。 最後に本市代表職員として1名参加が必要であり、保健所長と同等の職責を持ち、なおかつ本市が実施するBCG及びポリオの臨床経験をもつ女性職員が他にいないため。	
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知により市町村長、地区医師会の代表者、保健所長、専門医師等をもって構成することとされている。会議の内容として、専門性が高くなることから、本市代表職員としては、保健所長またはそれと同等の職員が適正である。	
今後の見直し方針		今後、委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、委員の推薦を依頼する団体に対し、指針の趣旨を十分に説明し、推薦にあたって検討いただくなど、改善を図る。 本市職員については、他の職員が委嘱が可能な条件をみたした場合は速やかに委員の変更を行なう。	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市精神保健福祉審議会
現在員	26 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため委員数が多数に及んでいるが、それぞれの人数は基準の範囲内である。		
女性数・女性比率	8 人 ・ 31 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員を選任するにあたり、各団体に対して、指針の主旨を説明のうえ、委員の推薦を依頼しているところであるが、人選にあたっては、各団体に委ねることとなり、経験豊富な女性委員については、その対象数が少ない中、確保することは困難な状況となっている。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	14 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	精神医療の分野においては、その高い専門性から依然として適任者が限られている状況が続いており、新たな人材の登用が困難な状況にある。		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	精神医療の分野においては、その高い専門性から依然として適任者が限られている状況が続いており、新たな人材の登用が困難な状況にある。		
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	精神医療の分野においては、その高い専門性から依然として適任者が限られている状況が続いており、新たな人材の登用が困難な状況にある。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	高い専門性を必要とする精神医療の分野においては、医療機関も人材確保に苦慮するなど委員としての適任者が限られている状況にあるが、関係団体に対して積極的に委員の推薦を依頼するなど、幅広い範囲の人材から多様な意見を聴取することができるよう人材の確保に努める。		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市精神医療審査会
現在員	10 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 30 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		委員を選任するにあたり、各団体に対して、指針の主旨を説明のうえ、委員の推薦を依頼しているところであるが、人選にあたっては、各団体に委ねることとなり、経験豊富な女性委員については、その対象数が少ない中、確保することは困難な状況となっている。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		精神医療の分野においては、その高い専門性から依然として適任者が限られている状況が続いており、新たな人材の登用が困難な状況にある。	
在任4年超	9 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		精神医療の分野においては、その高い専門性から依然として適任者が限られている状況が続いており、新たな人材の登用が困難な状況にある。	
再任2回以上	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		精神医療の分野においては、その高い専門性から依然として適任者が限られている状況が続いており、新たな人材の登用が困難な状況にある。	
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		精神医療の分野においては、その高い専門性から依然として適任者が限られている状況が続いており、新たな人材の登用が困難な状況にある。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		高い専門性を必要とする精神医療の分野においては、医療機関も人材確保に苦慮するなど委員としての適任者が限られている状況にあるが、関係団体に対して積極的に委員の推薦を依頼するなど、幅広い範囲の人材から多様な意見を聴取することができるよう人材の確保に努める。	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市自立支援医療費（精神通院）支給認定・手帳交付審査委員会
現在員		6 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		1 人 ・ 17 %	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		委員を選任するにあたり、各団体に対して、指針の主旨を説明のうえ、委員の推薦を依頼しているところであるが、人選にあたっては、各団体に委ねることとなり、経験豊富な女性委員については、その対象数が少ない中、確保することは困難な状況となっている。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		1 人	
指針の基準		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		精神医療の分野においては、その高い専門性から依然として適任者が限られている状況が続いており、新たな人材の登用が困難な状況にある。	
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		高い専門性を必要とする精神医療の分野においては、医療機関も人材確保に苦慮するなど委員としての適任者が限られている状況にあるが、関係団体に対して積極的に委員の推薦を依頼するなど、幅広い範囲の人材から多様な意見を聴取することができるよう人材の確保に努める。	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市エイズ対策評価委員会
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 40 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	医療関係者の選任にあたり、一般社団法人大阪府医師会に対して適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、性感染症についての専門知識が豊富であることから、性感染症対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であると判断したため。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	関係団体への推薦にあたり、できる限り兼務を避けるよう依頼する。		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市結核対策評価委員会
現在員	9 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 33 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		委員のうち4名は、大阪府下にある結核専門病院等から当該医療を担当する医師として推薦をいただいております。大阪市立十三市民病院を除き、ご推薦いただけた当該医療担当医師は男性のみであるため。また、委員のうち5名は、保健・医療・福祉関連団体等の関係者から推薦をいただいております。特定非営利活動法人チャーム及び大阪市立大学を除き、役員が男性のみ又は当該団体の役員に女性はいるが役員に担当があり、担当役員が男性であるため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		本市においては「第2次大阪市結核対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組みを実施している。そのためには、結核診療に十分な知識と技術を有する医師の確保に向けた取り組みが重要であり、地域医療機関の協力は欠かせないところである。そのため一般社団法人大阪府医師会に対して、指針の趣旨を説明した上で本会議の有識者として適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、結核についての専門知識が豊富であることから、結核対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であると判断したため。	
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		女性委員の登用率は30.0%にとどまっているが、今後、委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、委員の推薦を依頼する団体に対し女性委員の推薦をこれまで以上に積極的に求めるなど指針に沿った委員を選定するよう努める。 また、兼職3以上については、今後関連団体等に対し指針の趣旨を十分に説明し、推薦にあたって検討いただくなど、改善を図る。	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	第2次大阪市食育推進連絡調整会議
現在員	17 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	9 人 ・ 53 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		「地域での食育推進活動を担っている団体」に対し、指針の趣旨を説明のうえ推薦依頼を行ったが、各団体における検討、調整の結果、推薦をいただいたものである。	
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		「地域での食育推進活動を担っている団体」に対し、指針の趣旨を説明のうえ推薦依頼を行ったが、各団体における検討、調整の結果、推薦をいただいたものである。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		本会議委員の任期は平成30年3月31日までであるが、この間において、委員辞任等により委員選定の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分説明することにより、一層、指針に沿った委員の推薦協力を求めることとする。	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	すこやか大阪21（第2次）推進会議
現在員	18 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	8 人 ・ 44 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		計画の取組分野における活動を地域と一体となって進めている団体や、地域医療にかかる関係団体の代表として推薦を受けているため。また、公衆衛生学の専門的見地から計画の推進に意見をいただく必要があるため。	
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		計画の取組分野における活動を地域と一体となって進めている団体の代表として推薦を受けているため。また、計画において重要な取組分野である「がん」分野において、専門的な見地から計画の推進に意見をいただく必要があるため。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		本会議委員の任期は平成30年3月31日までであるが、この間において、委員辞任等により委員選定の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分説明することにより、一層、指針に沿った委員の推薦協力を求めることとする。	

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市石綿健康被害調査委員会
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、X線画像及びCT画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少なく、女性医師を見出すことができなかった。</p>		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>今後も呼吸器内科を有する医療機関や委員等の人脈を活用し、石綿関連疾患に関心を持つ呼吸器内科の女性医師の情報収集を行い、適任者が見つければ委員就任を要請し、女性委員の登用に努める。</p>		

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪府地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会
現在員	6 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 33 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	府市病院の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会の委員を当委員に登用することを要し、性別を条件とすることができなかった。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	府市病院の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会の委員を当委員に登用することを要し、年齢を条件とすることができなかった。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	現在、大阪市民病院機構第1期中期計画施行中であるため、第2期中期計画施行のタイミングで大阪府、大阪府医師会及びその他関連団体とも協議し、改善を図ることができるよう努めてまいりたい。		

担当局・区	こども青少年局	審議会等の名称	大阪市青少年問題協議会
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	8 人 ・ 40 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		他に審議等の目的に関する専門的な知識又は経験を有する者がいないため	
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		他に審議等の目的に関する専門的な知識又は経験を有する者がいないため	
再任2回以上	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		他に審議等の目的に関する専門的な知識又は経験を有する者がいないため	
70歳超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないため	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		引き続き、兼務数・在任年数・再任回数・年齢の超過について、関係機関や団体へ委員推薦時に配慮を求める	

担当局・区	こども青少年局	審議会等の名称	こども・子育て支援会議
現在員	24 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	こども・子育て支援会議条例第2条により、委員25人以内で組織することと定められているため。		
女性数・女性比率	9 人 ・ 38 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体等の推薦や、補職での委嘱を行っているため		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	すでに他の審議会等の委員を受嘱されているが、「こども・子育て支援計画」の策定および進捗管理等、本市におけるこども・子育て支援施策に関して、それぞれの分野に精通した立場からの意見や助言をいただくため、委員として参画していただきたい。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該審議会は、子ども・子育て支援新制度に関する「こども・子育て支援計画」の策定・見直し及び進捗管理について審議を行うことを目的としていることから、関係団体からそれぞれの分野に精通した方を選任する必要があるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針			今後の委員委嘱については、推薦団体に「審議会等の設置並びに運営に関する指針」を説明し、女性委員の登用率40%をめざす。また、高齢委員の選任の趣旨については、次回の委員選任の際に説明を行う等、ご理解いただけるよう努める。

担当局・区	こども青少年局	審議会等の名称	大阪市母子父子寡婦福祉資金審査会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 25 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市母子父子寡婦福祉資金審査会議開催要綱において、委員について（1）学識経験のある者（2）民生委員・児童委員（3）母子・父子福祉団体役員との規定があり、委嘱に際して、その役職にある者が必ずしも女性でないため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市母子父子寡婦福祉資金審査会議開催要綱において、委員について（1）学識経験のある者（2）民生委員・児童委員（3）母子・父子福祉団体役員との規定があり、委嘱に際して、その役職にある者が70歳を超えている場合があるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	会議における審査内容が福祉的な見地や金融関連の見地等、専門的な見地から精査する必要があるため、要綱で規定しているとおり一定の役職にある委員へ委嘱が必要である。そのため、委嘱する委員の女性比率、年齢構成については、見直しが困難な状況にある。		

担当局・区	こども青少年局	審議会等の名称	大阪市ひとり親家庭等自立支援推進会議
現在員	10 人	指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 30 %	指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市ひとり親家庭等自立支援推進会議開催要綱において、委員について (1) 学識経験のある者 (2) 当事者団体の代表 (3) 関係団体の関係者、との規定があり、委嘱に際して、その役職にある者が必ずしも女性でないため。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	1 人	指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市ひとり親家庭等自立支援推進会議開催要綱において、委員について (2) 当事者団体の代表 との規定があるため、母子及び父子並びに寡婦福祉法で定められた本市で唯一の当事者団体である「公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会」の代表者に委嘱する必要がある。		
在任4年超	0 人	指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人	指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人	指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市ひとり親家庭等自立支援推進会議開催要綱において、委員について (1) 学識経験のある者 (2) 当事者団体の代表 (3) 関係団体の関係者、との規定があり、委嘱に際して、その役職にある者が70歳を超えている場合があるため。		
本市職員	0 人	指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	会議内容については、福祉的な見地やひとり親家庭の当事者の意見、雇用・労働関連の見地等、専門的な見地から意見聴取する必要があるため、要綱で規定しているとおり一定の役職にある委員へ委嘱が必要である。そのため、委嘱する委員の女性比率、年齢構成等については、見直しが困難な状況にある。		

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市環境審議会
現在員	20 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	7 人 ・ 35 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本審議会は、環境工学をはじめとする各専門分野の専門家を中心とした構成で、環境の保全についての重要事項の調査審議を行っている。また、各界各層からふさわしい人材をバランスよく選任するため、専門家以外に医師会などの公共的団体等の代表者や公募委員などを選任している。各分野の専門家については、工学分野などの女性教員の比率が極めて低い分野も多いが、審議会等の設置及び運営に関する指針を踏まえ、女性委員登用率が出来る限り高くなるよう委員選任を行い、女性委員登用率が50%となった。しかしながら、公共的団体等に推薦を依頼する際に、女性委員の推薦を依頼したが、医師会を除く各団体は審議会の場で団体を代表して発言できる者として女性がいないため、女性委員を推薦できないとのことであった。また、公募委員についても、応募者6名のうち女性は1名しかおらず、女性委員登用率を大幅に向上させることはできなかった。</p>		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本審議会では、環境基本条例の目的である「現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境の確保」に向け、環境の保全についての重要事項として「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕の改定について」審議している。地球温暖化対策は、国でも「緩和策」及び「適応策」の2つの対策を検討しており、市民生活の健康面への影響も重要な要素である。今後の地球温暖化対策の検討には、健康関係の見識と経験を有する人物による審議会参画が不可欠であると考え、地域の皆様が安心安全に暮らせるまちづくりを医療面から支えていくことを目的としている一般社団法人大阪府医師会に推薦を依頼した。また、団体推薦にあたっては、審議会の場で団体を代表して判断して発言ができる要職の方を委員として推薦していただくよう依頼した。そうしたところ、一般社団法人大阪府医師会から、団体を代表する立場として適任な人物であり、環境・健康関係に精通した者として当委員の推薦を受けた。当委員については、大阪府環境審議会委員もつとめられており、環境・健康関係の施策等への見識が高く、一般社団法人大阪府医師会の理事をつとめられていることから、審議会委員として適任であり、余人をもって代え難いため。</p>		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>次回の委員改選時において、各団体に対し兼任3以上の委員の推薦を避け、また積極的に女性委員を推薦いただけるよう働きかけ、指針の基準を満たすよう委員選任を進める。</p> <p>なお、現在は市会の改選に伴う委解嘱手続き中であり、委員の委嘱替えにより、女性比率は45%となる見込みである。</p>		

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市環境影響評価専門委員会
現在員	16 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 38 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>当専門委員会は、環境工学をはじめとする各専門分野の専門家で構成しており、環境影響評価が適正に行われているかどうかの審査を行っている。大気質や水質等の分野においては、数値シミュレーション等を含めた極めて高度な予測評価技術といった非常に高度な専門性が求められるが、その任務に適する専門家において女性が非常に少ない状況であるため。</p>		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>指針の基準を満たさない3名のうち、1名は考古学及び文化財学の専門家、1名は植物分類学の専門家、もう1名については微生物生態学の専門家に委員に就任していただいている。環境影響評価の審議対象である埋蔵文化財の保護、陸域生態系、水域生態系の分野の専門家は数少ないことから、当委員に就任していただいているこの3名は余人をもって代え難い。また、H26年の委員改選時に府市統合に向けたカウンターパート協議の取組みとして、当専門委員会と府審査会において、同じ専門分野の委員を可能な範囲で同一化することで合意しており、当該委員の再任はカウンターパート協議の取組方針とも一致していたため。</p>		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	上記同様		
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	平成28年7月1日時点では70歳を超えているものの、委嘱した平成26年8月1日時点では70歳未満であり、指針の基準を満たしていた。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>女性委員は再任若しくは女性委員に交代するとともに、男性委員から女性委員への変更を進め、指針の基準を満たすよう計画的に委員選任を進める。そのため、近畿圏内で環境影響評価制度を有する自治体に対して、当専門委員会の任務に適する女性専門家について情報収集を引き続き行う。</p> <p>なお、再任2回以上の委員及び70歳を超える委員は、平成28年7月31日付で退任されている。</p>		

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市廃棄物減量等推進審議会
現在員	14 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 43 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>2名については、学識経験者として廃棄物処理等に関する広い知見を有しており、今後、当該審議会において本市が実施すべき施策の検討を進めるうえで、その知識が必要であるため。</p> <p>1名については、本市からの要請により、地域における環境事業の実情等に詳しい地域団体から団体を代表して発言できる方として推薦いただいた方であるため。</p>		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>2名については、学識経験者として廃棄物処理等に関する広い知見を有しており、今後、当該審議会において本市が実施すべき施策の検討を進めるうえで、その知識が必要であるため。</p> <p>1名については、本市からの要請により、地域における環境事業の実情等に詳しい地域団体から団体を代表して発言できる方として推薦いただいた方であるため。</p>		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本市からの要請により、地域における環境事業の実情等に詳しい地域団体から団体を代表して発言できる方として推薦いただいた方であるため。</p>		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>団体代表としての推薦を依頼する際は、これまで以上に、できる限り本市指針の基準に沿う方を推薦いただくよう求めていくこととする。</p>		

担当局・区	環境局	審議会等の名称	大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会
現在員		1 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		0 人 ・ 0 %	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		現在、審議会の委員が1人で選定中のため	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		審議会の委員を早急に選定する	

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	都市整備局契約事務評価会議
現在員	3 人	指針の基準 (20人以内)	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 33 %	指針の基準 (40%以上)	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	現時点での委員構成においては、委員の女性登用率が33%と指針の基準を満たしていないが、計3名と少人数の会議であり、また、委員に求められる条件も考慮すると女性が1名となる状況もやむを得ないものと認識している。		
兼務3以上 (他の審議会等の兼務数)	0 人	指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人	指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人	指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人	指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人	指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の委員改選に当たっても、当該専門分野における女性を含めた候補者の情報収集を十分に行い、適切な委員選考を行っていきたいと考えている。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市あんしんマンション有識者会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 50 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、両制度におけるハードとソフトの両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、両制度が本市独自の先導的な取り組みであることから、近隣都市の類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、的確な後継者となりうる有識者を確保できなかったため		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員には、両制度におけるハードとソフトの両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、両制度が本市独自の先導的な取り組みであることから、近隣都市の類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、的確な後継者となりうる有識者を確保できなかったため		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	両制度は、本市が独自に制度を創設し、実施してきた取り組みであるため、幅広い事業者が活用する制度としてより一層の定着を図るためには、本会議の議論に一定の継続性を確保することが重要である。現委員については、本会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材であるが、在任期間が長期となっていることから、次回の改選時にはこうした長期在任者の改選の実現を目指し、引き続き後任の人材確保を進め、次期改選を見据えながら委員構成の見直しに努める。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市生きた建築ミュージアム推進有識者会議
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 25 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由			本会議の委員には、本事業における再生整備等に関するハード面と活用方策の検討等に関するソフト面の両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、本事業が近隣都市・府県に例を見ない本市独自の先進的な取り組みであることから、類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、後継者となりうる有識者を確保できなかったため
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由			本会議の委員には、本事業における再生整備等に関するハード面と活用方策の検討等に関するソフト面の両面に関する知識と経験が求められるという特殊性を有しており、また、本事業が近隣都市・府県に例を見ない本市独自の先進的な取り組みであることから、類似会議等を通じて適当な人材を確保することが困難であり、後継者となりうる有識者を確保できなかったため
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針			<p>本事業は、近隣都市・府県に例を見ない先進的な本市独自の取り組みであり、本事業のより一層の定着を図るためには、本会議の議論に一定の継続性を確保することが重要である。さらに、事業実施体制の検討時期である今季は、これまでの事業の経過に精通し、かつ高い専門性を持つ委員による議論が不可欠である。現委員については、本会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材であるが改選の必要性が生じた場合は、指針の基準を満たすよう委員の選任に努める。</p> <p>また、本事業の実施状況にあたっては、定期的にホームページなどを通じて、広く一般市民の意見をお聞きしていきたいと考えており、その中で女性の意見にも耳を傾けたいと考えている。</p>

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	民間活力導入プロジェクト事業提案評価会議
現在員	6 人		
指針の基準 (20人以内)	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 33 %		
指針の基準 (40%以上)	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>当会議の委員となる有識者には、市営住宅ストックの有効活用などハード面での建築学だけではなく、地域コミュニティやNPO団体等への活動支援などソフト面での知識と経験が求められており、このような、ある意味特殊な、知識・経験を有している人材の確保は非常に難航したところであった。こうしたことから、平成27年10月の改選において、女性委員の登用に努めたが、結果として女性委員は6人中2人(33.3%)となった。</p>		
兼務3以上(他の審議会等の兼務数)	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>当会議の委員となる有識者には、市営住宅ストックの有効活用などハード面での建築学だけではなく、地域コミュニティやNPO団体等への活動支援などソフト面での知識と経験が求められており、このような、ある意味特殊な、知識・経験を有している人材の確保は非常に難航したところであった。こうしたことから、平成27年10月の改選において、兼務数が3以上の委員の交替を検討したが、的確な後継となりうる有識者を確保できなかったため、引き続き留任いただくこととなった。</p>		
在任4年超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>当会議の委員となる有識者には、市営住宅ストックの有効活用などハード面での建築学だけではなく、地域コミュニティやNPO団体等への活動支援などソフト面での知識と経験が求められており、このような、ある意味特殊な、知識・経験を有している人材の確保は非常に難航したところであった。こうしたことから、平成27年10月の改選において、任期が4年を超える4名の委員・専門委員の交替を検討したが、うち2名しか的確な後継となりうる有識者を確保できなかったため、他の2名には引き続き留任いただくこととなった。</p>		
再任2回以上	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>当会議の委員となる有識者には、市営住宅ストックの有効活用などハード面での建築学だけではなく、地域コミュニティやNPO団体等への活動支援などソフト面での知識と経験が求められており、このような、ある意味特殊な、知識・経験を有している人材の確保は非常に難航したところであった。こうしたことから、平成27年10月の改選において、任期が4年を超える4名の委員・専門委員の交替を検討したが、うち2名しか的確な後継となりうる有識者を確保できなかったため、他の2名には引き続き留任いただくこととなった。</p>		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>平成27年10月の委員改選では、幅広い年齢層の中からふさわしい人材をバランスよく選任するとともに、若い世代の専門家のより積極的な行政への参加を促進するという観点から、若手・中堅の委員を選任しており、当会議としては、世代交代が進み、これまでになかった柔軟かつ新しい発想・幅広い意見を取り入れることができるものと考えている。また、今後もプロジェクトの進捗状況等を勘案しながら、次の体制に繋げていきたいと考えている。任期が4年以上となる委員2名については、経験の蓄積が重要であるという当会議の性格上、非常に貴重で稀有な人材ではあるが、在任期間が長期となっていることから、次回の改選時にはこうした長期在任者の改選の実現を目指し、あわせて、女性委員の割合についても、「大阪市男女共同参画プラン」で定められた目標数値となるよう、引き続き後任の人材確保を進め、確実に指針に適合した委員構成となるよう、早急に見直しを図っていきたいと考えている。</p>		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市住まい公社経営監理会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の主な議題内容は大阪市住まい公社の経営改善プログラムの進捗管理であり、委員の選定にあたっては、プログラム策定経過を熟知していることや会社のなりたち・事業等に精通していることなどが求められるため、これまでの実績等を踏まえて必要不可欠な人材を選定している。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の主な議題内容は大阪市住まい公社の経営改善プログラムの進捗管理であり、委員の選定にあたっては、プログラム策定経過を熟知していることや会社のなりたち・事業等に精通していることなどが求められるため、これまでの実績等を踏まえて必要不可欠な人材を選定している。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の主な議題内容は大阪市住まい公社の経営改善プログラムの進捗管理であり、委員の選定にあたっては、プログラム策定経過を熟知していることや会社のなりたち・事業等に精通していることなどが求められるため、これまでの実績等を踏まえて必要不可欠な人材を選定している。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	委員の再任や女性委員の登用率などについて、未だ指針の基準を満たしていないことについては、当局としても十分に認識しているところであり、適切に対応してまいりたい。		

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会
現在員	9 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 11 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	9 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		土地区画整理法第58条第6項の規定により、大阪都市計画事業淡路駅土地区画整理事業施行規程で審議会委員の任期を5年と定めているため。	
再任2回以上	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため。	
70歳超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		法に基づくものであり見直しの予定はありません	

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理審議会
現在員	10 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	10 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		土地区画整理法第58条第6項の規定により、大阪都市計画事業三国東土地区画整理施行規程で審議会委員の任期を5年と定めているため。	
再任2回以上	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため。	
70歳超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		土地区画整理法第58条の規定により審議会委員は選挙によって選出するため。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		法に基づくものであり見直しの予定はありません	

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	大阪市耐震改修支援有識者会議
現在員		3 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		1 人 ・ 33 %	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		専門分野で女性の適任者が限られること、また定員が少ないことから、基準を満たしていない。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		女性の学識経験者等の少ない分野であり、円滑な審議会等の運営を確保する点から、やむなく女性委員の登用が進んでいないが、大阪市男女共同参画基本計画における取り組みの一環として、より一層積極的に女性委員の登用を推進し、指針の趣旨を尊重した委員の選任に努める。	

担当局・区	都市整備局	審議会等の名称	阿倍野再開発事業検証有識者会議
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 33 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本有識者会議委員の選任にあたっては、本市建設事業評価有識者会議等の委員経験者で、再開発事業または公共事業に関する見識を有する学識経験者を選任し、弁護士、公認会計士については大阪弁護士会、日本公認会計士協会近畿会に女性委員の推薦を要望したところであるが、結果として女性1名の登用率となったものである。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後、委員辞任等により選任の必要が生じた際には、指針に沿った推薦協力や選考等に努める。		

担当局・区	建設局	審議会等の名称	大阪市屋外広告物審議会
現在員	14 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	7 人 ・ 50 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		専門的な観点からの意見聴取が不可欠な事から選任している。	
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		3名の委員については、屋外広告業界団体の代表者等で、屋外広告物行政の円滑な推進には、屋外広告業界の協力が不可欠であり、施策方針の決定の段階から業界の意見を広く聴取するため、業界の代表者が審議会の委員として参画していただけるよう、本市から各団体に協力を依頼し、各団体から推薦された方々である。	
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		3名の委員については、屋外広告業界団体の代表者等で、屋外広告物行政の円滑な推進には、屋外広告業界の協力が不可欠であり、施策方針の決定の段階から業界の意見を広く聴取するため、業界の代表者が審議会の委員として参画していただけるよう、本市から各団体に協力を依頼し、各団体から推薦された方々である。	
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		兼職3以上については、専門的な知識を要するため、候補者は非常に絞られてしまうが、できるかぎり指針の基準を守るよう努力する。 また、在任4年超え及び再任2回以上については、各委員の属する業界団体側に本市指針の趣旨を説明し、同一の方が長年に渡り委員となることのないよう協力を要請してきたところであるが、今後も、相手方の役員改選を待つだけでなく、本市指針への理解を求め、会長と副会長の輪番制で審議会に参画いただくような制度を構築していく等、できるかぎり指針の基準を守るよう努力する。	

担当局・区	建設局	審議会等の名称	道頓堀川水辺空間利用検討会
現在員	12 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 17 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	沿川地域の代表者を委員の一部に委嘱しているため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	沿川地域の代表者を委員の一部に委嘱しているため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	沿川地域代表者の大半が男性であるとともに、70歳を超える者が多く就任しており、基準を満足することが難しい状況であるが、引き続き女性の参画及び世代交代に向けた働きかけを行い、基準を達成するよう努める。		

担当局・区	建設局	審議会等の名称	特別史跡大坂城跡石垣修復検討会議
現在員	6 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 17 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	城郭や石垣修復といった内容に関する女性の有識者は非常に少なく、石垣修復検討に必要な各分野の有識者の選任を行った結果、女性委員の登用率が16.7%にとどまったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針の基準を満たさない1名については、文化財石垣保存技術協議会評議員の任についておられる石垣修復に関する学識経験者であり、他都市の同様の会議での実績等を考慮すると、城郭や石垣修復に関して識見を有し、石垣の修復に非常に精通されていることから、本会議を開催するうえで必要不可欠な人材であるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の見直し計画については、委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、他都市会議の状況も把握しながら、教育委員会事務局文化財保護担当と調整し、新しい適任者を探し女性登用率をあげるよう努める。また、高齢委員の選任についても、若年層の委員を積極的に登用するなど、指針に沿った委員を選定するよう努める。		

担当局・区	建設局	審議会等の名称	大阪市みどりのまちづくり審議会
現在員	13 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 46 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		兼務している委員は、本審議会の審議において必要不可欠な知識・経験を有しているとともに、本審議会と関連性の高い審議会と兼務していることから、関連性の高い他の審議会との整合といった多くの効果が期待できる数少ない有識者であるため、本審議会に必要不可欠な委員である。	
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		該当する委員は、本市の緑化活動も実施している地域社会活動を行う団体に所属しており、地域社会活動や緑化活動に関する幅広い知識・経験を有することから、本審議会に必要不可欠な委員であるため。	
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		委員の任期満了に伴う改選等、新たに委員の選任が必要となった場合は、他の審議会の状況や指針の趣旨を十分に踏まえて検討を行い、指針に沿った委員を選任するよう努める。	

担当局・区	建設局	審議会等の名称	「野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全事業委託」 アドバイザーボード
現在員		4 人	
指針の基準（20人以内）		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率		0 人 ・ 0 %	
指針の基準（40%以上）		満たしていない	
指針の基準を満たさない理由		<p>事業計画、報告等の分析、検証を行うにあたっては、野生生物の生態等の知識や海浜の砂の間に生息する底生生物などの知識が必要とされることから、有識者である3名に委員委嘱をしている。これらの分野における女性進出は乏しいため、女性比率が0%となっている。</p> <p>また、地域の貴重な環境資源である野鳥園の活用について、地元企業の代表としての意見を聴取するために住之江区長から推薦を受けた地元企業の代表者についても委員委嘱をしている。</p>	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
70歳超		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
本市職員		0 人	
指針の基準		満たしている	
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		<p>本事業委託は平成30年度末に終了し、以降の事業のあり方については現在検討中である。</p> <p>引き続きアドバイザーボードを実施することとなった場合には、住之江区と調整したり、野生生物、底生生物分野での専門家について現職委員のアドバイザーも仰ぎながら適任者を検討するなどして、女性委員の登用に努める。</p>	

担当局・区	港湾局	審議会等の名称	大阪市港湾審議会
現在員	28 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	学識経験者、市議員、港湾関係者、関係行政機関から幅広く意見を聴取するため		
女性数・女性比率	5 人 ・ 18 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	充て職での選任である市議員、団体関係者、行政関係者の各委員がほとんど男性であるため		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	高度かつ専門的な知識を有する学識経験者を選定した上で、大阪港における計画等の重要事項を調査審議するという当審議会の所期の目的を達成するため		
在任4年超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	充て職での選任であるため		
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	充て職での選任であるため		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	充て職以外の委員（学識経験者）については、次期委員改選の際に、各項目の指針の基準を満たすよう努める。		

担当局・区	交通局	審議会等の名称	大阪市高速鉄道土木技術研究会
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		委員は、土木工学に関する極めて高度な専門知識を有し、かつ地下鉄の土木構造物の建設・改良及び維持管理に精通している必要があることから適任者が限られるため。	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		委員は、土木工学に関する極めて高度な専門知識を有し、かつ地下鉄の土木構造物の建設・改良及び維持管理に精通している必要があることに加え、複数年にわたり継続して議論している案件があり、過去の経緯等を考慮する必要があるため。	
再任2回以上	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由		委員は、土木工学に関する極めて高度な専門知識を有し、かつ地下鉄の土木構造物の建設・改良及び維持管理に精通している必要があることに加え、複数年にわたり継続して議論している案件があり、過去の経緯等を考慮する必要があるため。	
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針		委員は、土木工学に関する極めて高度な専門知識を有し、かつ地下鉄の土木構造物の建設・改良及び維持管理に精通している必要があることに加え、複数年にわたり継続して議論している案件があり、過去の経緯等を考慮することから一律に指針の基準をあてはめるのは難しいところがあるが、今後必要に応じて適宜見直しを図っていく。	

担当局・区	交通局	審議会等の名称	大阪市交通局建築技術研究会
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 33 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員数が3名であり、専門分野を踏まえて選任した結果、女性数が1名となったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	新しい任期においては、指針の基準を満たす選任者を選定するよう努めていく。		

担当局・区	水道局	審議会等の名称	扇町用地活用方針検討会議
現在員	6 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 17 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	外部委員は、街づくり、賑わいづくり、都市計画、経済・不動産市況等に関する専門的知識を有する者から委嘱を依頼しているが、本件の検討に精通した女性委員の選定が困難なことから、外部委員3名のうち女性委員が1名のみとなった。また、内部委員については、本市関係部局職員を3名委嘱しているが、役職で委嘱しているため3名とも男性となった。この結果、委員のうち女性が1名のみとなり、指針の基準を満たすことができなかった。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当委員は、北区への見識が深く、民間事業者への公園の指定管理者の選定委員経験もあり、余人をもって代えがたいため。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当局はまちづくりの専門部署がなく、地元意見の収集手段や行政としてのまちづくりの専門知識をもたないため、本市関係部局職員を委嘱することとしている。		
今後の見直し方針	扇町用地活用方針検討会議については、平成28年4月1日に設置し、期限を平成28年11月30日までとしていることから、次期委員選任は予定していない。なお、現在委嘱している委員が委嘱終了期間前に解嘱を申し出た場合や、期限の延長の必要性が生じ再度委員を選任することとなった場合には、指針の基準を満たすよう努めていくこととする。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市社会教育委員会議
-------	----------	---------	-------------

現在員	14 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	5 人 ・ 36 %
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	委員の任期満了にあたり、団体に指針の内容を説明し、後任委員の推薦の際に、女性の積極的な推薦をお願いしたが、女性の適任者がおらず、男性が選出され、女性の適任者の人数が基準を満たさない結果となった。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市の地域における社会教育実践では他に並ぶ人材がないため。
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体から推薦された委員であり、年齢要件を満たしていないが、「同氏以上の適任者がいない」とのことであったため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次回の委員改選時には、兼職が4以上または年齢70歳以上である委員を選任しない、女性比率40%以上を目標に、後任を選任できるよう、可能なかぎりの調整に努めたい。

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市文化財保護審議会
現在員	18 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	10 人 ・ 56 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本審議会は、諮問した文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学問的に多角的な観点から、指定文化財とすることが適当かどうかを審議する必要がある。したがって、審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけではなく、学問的に多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要があるが、そのような人材は限られているのが現状であるため、指針の基準を満たすには至っていないが、引続き再任とした。</p>		
再任2回以上	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本審議会は、諮問した文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学問的に多角的な観点から、指定文化財とすることが適当かどうかを審議する必要がある。したがって、審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけではなく、学問的に多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要があるが、そのような人材は限られているのが現状であるため、指針の基準を満たすには至っていないが、引続き再任とした。</p>		
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>本審議会は、諮問した文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学問的に多角的な観点から、指定文化財とすることが適当かどうかを審議する必要がある。したがって、審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけではなく、学問的に多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要があるが、そのような人材は限られているのが現状であるため、指針の基準を満たすには至っていないが、引続き再任とした。</p>		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>今回改選の対象となった委員については、各々が専門分野における第一人者であるが、それらの分野における専門家であって、かつ大阪の文化財に精通している研究者は限定されているため、委員の選定における選択肢はきわめて限られている。</p> <p>この点、委員を選定するにあたっては、選定の対象者が当該専門分野において広い識見を有しているか否かを判断する必要があるところ、行政の担当者では当該判断をすることが難しいため、各分野の学会に適任者を推薦していただくという手法をとらざるを得ない状況である。</p> <p>このような状況をふまえ、各学会からの推薦をもとにしたところ、今回の文化財保護審議会の組織にあつては前述のとおり再任委員を起用せざるを得なかったが、次回の委員選任にあつては、高齢の委員や3期以上の再任委員について可能なかぎり新規委員を起用して基準を満たすことができるよう、改善努力してまいります。</p>		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市学校適正配置審議会
-------	----------	---------	--------------

現在員	13 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	5 人 ・ 38 %
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体による推薦や補職名による選出のため
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体へ要件を満たす後任委員の推薦を依頼したが、要件を満たす役員が皆無であった。また、当該役員以上の適任者がいなかったため。
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体へ要件を満たす後任委員の推薦を依頼したが、要件を満たす役員が皆無であった。また、当該役員以上の適任者がいなかったため。
70歳超	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体へ要件を満たす後任委員の推薦を依頼したが、要件を満たす役員が皆無であった。また、当該役員以上の適任者がいなかったため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次回の委員改選時には基準を満たすよう、引き続き各団体と可能な限りの調整に努める

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	難波宮跡整備計画委員会議
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 25 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員として依頼することが可能なレベルの有識者が極めて限られるなかで、適任といえる女性有識者についてはさらに寡少であることから、基準を満たせていない。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	整備事業を進めるためには、従来の史跡整備や基本構想の作成の経過を熟知し、高い学識と難波宮跡の調査研究についての豊富な経験をもつ有識者から意見を得て、本市の考え方を文化庁に対して強く発信していかなければならない。こうした必要性から、再任基準を満たさないものの、引き続き委員に選任した		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	整備事業を進めるためには、従来の史跡整備や基本構想の作成の経過を熟知し、高い学識と難波宮跡の調査研究についての豊富な経験をもつ有識者から意見を得て、本市の考え方を文化庁に対して強く発信していかなければならない。こうした必要性から、年齢基準を満たさないものの、引き続き委員に選任した		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後、女性委員や、高齢かつ任期が長期にわたる委員の後継となる候補について、広く研究成果の把握を行うとともに、文化庁や大学など関係諸機関への照会を行い、次期改選においては指針の基準を満たせるよう委員の選考に努めてます。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	学校給食運営会議
-------	----------	---------	----------

現在員	3 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 33 %
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	委員数3名のうち、大阪市PTA協議会の2名については男女1名ずつであるものの、有識者代表の1名について、専門的な知識又は経験を有する人物として女性の登用に努めたが、対象者が見当たらず、男性を委員に選任することとなったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次回の委員選任時に女性比率が指針の基準を満たすよう対象者を検討する。

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	北区教育会議
現在員	9 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 44 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当教育会議の目的に密接に関連する団体の代表者であったため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	毎年の委員選定の際に、検討を行う。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	福島区教育会議
現在員	9 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 22 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議は初めての試みであるため、保護者においても重要な会議であると認識いただいているところであり、保護者の意見を総合的に集約できる者として各校のPTA会長を中心として委員就任を依頼したところ、結果として男性比率が高くなった		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は長く福島区の地域団体活動に従事しており、見識・人柄も非常に優れていることから、本会議においても、地域団体の立場としてのみならず、教育行政に関する広い角度からの意見の聴取が期待でき、余人を持って代えがたい人物であるため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>（女性比率について） 次期委員の選定時においては女性委員を増加させるよう努めるが、それまでの間においても、区内小中学校の女性保護者の中から本会議の委員にふさわしい者を選別できるよう、学校・保護者との意思疎通を図ってまいります。</p> <p>（高齢委員について） 現時点において、同氏は本会議の円滑な運営に不可欠であると考えているが、本会議の存在と意義を広く区民に浸透させることにより、同氏以外でも同氏と同様の役割を果たせるような人物を今後選任できるよう努めてまいります。</p>		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	天王寺区教育会議
-------	----------	---------	----------

現在員	22 人
指針の基準（20人以内）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	各小学校区、中学校区から等しく意見を聴くため、各校（計11校）の学校協議会委員から保護者及び地域住民等をそれぞれ1名天王寺区教育会議委員として選出することとしているため。
女性数・女性比率	1 人 ・ 5 %
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	教育に関し意見を聴取する場という会議の趣旨から、当会議委員は、各小中学校の学校協議会委員のうち学校から推薦を受けた者によって構成することとし、性別を問わず委員としているため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	教育に関し意見を聴取する場という会議の趣旨から、当会議委員は、各小中学校の学校協議会委員のうち学校から推薦を受けた者によって構成しており、校区及び学校の状況を良く把握している委員であれば年齢を問うていないため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	天王寺区教育会議については、教育の振興に係る施策及び事業並びにこれに関連する分野の施策及び事業について、その立案段階から保護者及び地域住民等の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関し意見を聴くことを目的としている。 現状、各校の学校協議会委員から選任していることに加え、会議の趣旨からも性別や年齢に関わらず学校の状況について良く把握している者が望ましいことから、特に見直しは考えていない。

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	東淀川区教育会議
現在員	17 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	13 人 ・ 76 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員は区政会議委員から選任することとしており、区政会議委員に年齢制限がないため。（地域団体からの推薦）		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	区政会議委員との関係及び年齢制限について、開催要綱を検討する。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	旭区教育会議
現在員	15 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 40 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	旭区教育会議と旭区区政会議との相互議論反映のため、旭区区政会議において子育て等に係る議論を行っている部会の旭区政会議委員から委員の7割近くを選出したが、同部会委員に70歳を超える方が就任されていたため。		
本市職員	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	教育会議の運営上、学校現場の意見を取り入れて対応する必要が考えられ、旭区の小学校及び中学校の幹事校長を教育会議の委員として選定したため。		
今後の見直し方針	70歳超については、当会議の主要構成員である旭区区政会議と連動するため、次回改選時に旭区区政会議の事務局に対し、地域団体等に委員の推薦を依頼する際に大阪市の指針をよく説明したうえで候補者を推薦していただくように依頼する。 本市職員については、次回改選時までの会議の状況を踏まえて、本市職員の必要性について検討する。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	阿倍野区教育会議
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 40 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>阿倍野区教育会議の開催にあたって、青少年の健全育成やグローバル人材の育成など、多様な視点から区の教育施策にご意見をいただくことができるということ等を要件として委員の選定を行った。</p> <p>指針の基準を満たしていない2名のうち1名については、阿倍野区教育会議開催要綱第3条第2項第2号に定める「地域住民」の代表として選定すべき委員について、長年にわたって地域の見守り活動等に従事し、また、大阪市内でも最大級の児童数を抱える常盤小学校及び文の里中学校協議会委員として本区における教育の課題や地域の子どもの現状を特に深く理解している方であるため、地域住民の代表として「地域の青少年の健全育成」という視点から意見を聴くことができる。</p> <p>また、もう1名については、今の中小企業がどんな人材を求めているのか、グローバル人材の育成、という視点での見識をお持ちである方を阿倍野産業会からご推薦いただいたところ、最も適任であるのご推薦をいただいた方を委員として選任したものであり、当委員の経営する企業は阿倍野区に本社を有し、海外にも支社や工場を展開していることから、上記の視点からの意見を聴くことができる。</p> <p>以上の理由から、この2名は、阿倍野区教育協議会委員として余人をもって代えがたいといえる。</p>		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>次回改選時、「地域住民」を代表する委員としてご参画いただく方を阿倍野区内の地域活動協議会等から選定する際、年齢要件に留意するものとする。同時に、阿倍野産業会等からのご推薦をいただく際、委員選定に際しての諸要件について十分に説明したうえ、その旨ご留意いただくよう措置を講じるものとする。</p>		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	住吉区総合教育会議
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 43 %		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>住吉区総合教育会議は、区担当教育次長が、そのマネジメントにより、保護者・地域住民等から所管する教育や関連する子どものための施策や、区における計画・方針の策定や実績・成果等について、意見を求める場であることから、教育分野についてさまざまな経験・実績をもつ保護者・地域住民等に幅広く参加してもらう必要がある。具体的には、次の者を同会議の委員としている。</p> <p>区担当教育次長が指定する地域団体より推薦された者 区担当教育次長が選定する教育に精通した保護者及び地域住民 住吉区の教育施策に関心のある区民公募により選定する者</p> <p>70歳を超える高齢委員については、保護者や地域住民等が連携・協力し、保護者や地域住民等の意向を学校運営に反映することを目的に設置されている当区内の小学校の学校協議会委員を務めるだけでなく、長年、学校・家庭・地域の連携による学校教育の支援と地域の「教育コミュニティ」づくりに取り組まれていることから、地域教育・社会教育に非常に精通されており、上記の教育に精通した保護者及び地域住民として、本会議を開催するうえで必要不可欠な人材である。</p>		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の見直し計画については、70歳を超える高齢委員の辞任等で別の委員の選任の必要が生じた際には、指針に沿った委員を選定するよう努める。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	平野区教育会議
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 38 %		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体による推薦のため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	団体の推薦の場合、なるべく女性を推薦してもらうよう団体に依頼する。		